

午前10時0分開会

○議長（中村 敦） おはようございます。

開会前でございますが、市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。
市長。

○市長（松木正一郎） おはようございます。

開会前に、先般の台風10号、それから昨日発生しました旧町内の併用住宅の火災、これについて、簡単に御報告申し上げます。

両方ともまだ詳細について確認中でございますけれども、今、分かっている範囲のことを申し上げますと、西日本から中部まで全国を横断、縦断した形の台風10号でございましたので、全国的には亡くなられた方もいらっしゃいますし、今もつらい思いをなさっている方がたくさんいらっしゃいます。そういう方々には、本当に心からお悔やみを申し上げたいと思います。

一方で、ここ下田では、幸いにも大きな被害が出なかったというところでございます。とはいえ、小規模な破損等がございました。これ今、精査しているところでございます。

それから、9月3日のその併用住宅火災、これについても、本日、現場検証が行われる予定でございますので、まだ詳細は確定してございませんけれども、取りあえず今のところ分かっている範囲ですと、全焼したものの、人的被害については、2名の軽傷というふう聞いております。

私からは以上でございます。

○議長（中村 敦） ただいまの出席議員は定足数に達しております。

よって、令和6年9月下田市議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。

◎会期の決定

○議長（中村 敦） 日程により、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から9月26日までの23日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、会期は23日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に御通知いたしました案のとおりでありますので、御承知願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（中村 敦） 次は、日程により、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、8番 楠山俊介議員と10番 渡邊照志議員の両名を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（中村 敦） 次は、日程により、諸般の報告を申し上げます。

諸般の報告（令和6年9月定例会）

最初に、式典関係について申し上げます。

姉妹都市の沼田市で、沼田まつりが開催され、8月3日の大天狗祈願祭ほか、関係行事に教育長とともに私が出席をいたしました。沼田市と関係の深い市町村長議員、その他関係者が招かれた交流会にも出席をし、様々な情報交換をすることができました。

次に、行政視察について申し上げます。8月29日、東京都杉並区の議員3名が、下田まち遺産について視察されました。

次に、8月5日、下田市議会議員と下田中学校生徒とのつながるミーティングを開催しました。下田中学校生徒13人、議員11人が出席し、議会の仕組みや直近の各選挙の投票率などを学習した後、議員活動等に関する中学校生徒とのミーティングを行いました。初の試みであり、大変有意義な時間にすることができました。議員の皆様はお疲れさまでした。

次に、市長から提出がありました、車両物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定についての専決処分報告書1件を配付してありますので、御覧ください。

次に、市長から市税の概要の送付がありました。議席配付してありますので、御覧ください。

次に、昨日までに受理いたしました陳情書等3件でございます。

1件目が、静岡県市議会議長会会長、小池智明、富士市議会議長から「地震財特法の延長

に関する意見書」について（依頼）、2件目が、静岡県保険医協会理事長、間間 元氏から、「現行の保険証の存続を求める意見書」採択に関する陳情、3件目が、静岡県労働組合評議会議長、菊池 仁氏から、「最低賃金の改善と小中企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める陳情書」で、それぞれ写しを自席配付してありますので御覧ください。

次に、今定例会に市長から提出議案の送付と説明員として出席する旨の通知がありましたので、局長補佐から朗読いたします。

○局長補佐兼庶務係長兼議事係長（佐々木雅昭） 朗読いたします。

下総総第140号。令和6年9月4日。

下田市議会議長、中村 敦様、静岡県下田市長、松木正一郎。

令和6年9月下田市議会定例会議案の送付について。

令和6年9月4日招集の令和6年9月下田市議会定例会に提出する議案を別紙の通り送付いたします。

付議事件。

認第1号 令和5年度下田市一般会計歳入歳出決算認定について、認第2号 令和5年度下田市稲梓財産区特別会計歳入歳出決算認定について、認第3号 令和5年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定について、認第4号 令和5年度下田市公共用地取得特別会計歳入歳出決算認定について、認第5号 令和5年度下田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認第6号 令和5年度下田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認第7号 令和5年度下田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認第8号 令和5年度下田市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、認第9号 令和5年度下田市水道事業会計歳入歳出決算認定について、認第10号 令和5年度下田市下水道事業会計歳入歳出決算認定について、報第11号 令和5年度決算に基づく下田市健全化判断比率の報告について、報第12号 令和5年度決算に基づく下田市公営企業の資金不足比率の報告について、報第13号 債権放棄の報告について、議第51号 下田市水道敷設工事監督者の配置基準及び資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例の制定について、議第52号 下田市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について、議第53号 下田市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議第54号 下田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議第55号 下田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議第56号 令和6年度下田市一般会計補正予算

(第6号)、議第57号 令和6年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算(第1号)、議第58号 令和6年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算(第1号)、議第59号 令和6年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)、議第60号 令和6年度下田市介護保険特別会計補正予算(第2号)、議第61号 令和6年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、議第62号 令和6年度下田市水道事業会計補正予算(第1号)、議第63号 令和6年度下田市公共下水道事業会計補正予算(第1号)、議第64号 令和6年度下田市漁業集落排水事業会計補正予算(第1号)。

続きまして、下総第141号。令和6年9月4日。

下田市議会議長、中村 敦様。静岡県下田市長、松木正一郎。

令和6年9月下田市議会定例会説明員について。

令和6年9月4日招集の令和6年9月下田市議会定例会に説明員として下記の者を出席させるので通知いたします。

記、市長 松木正一郎、副市長 高野茂章、教育長 山田貞己、会計管理者兼出納室長 加藤晶子、企画課長 鈴木浩之、総務課長 須田洋一、教育委員会学校教育課長 平川博巳、教育委員会生涯学習課長 佐々木豊仁、財務課長 大原清志、税務課長 土屋武久、監査委員事務局長 高橋智江、観光交流課長 田中秀志、産業振興課長 糸賀 浩、市民保健課長 吉田康敏、福祉事務局長 芹澤直人、防災安全課長 土屋武義、建設課長 平井孝一、環境対策課長 鈴木 諭、上下水道課長 土屋 剛。

以上でございます。

○議長(中村 敦) 以上で諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○議長(中村 敦) 次は、日程により一般質問を行います。

今期定例会に一般質問の通告のありました議員は8人であり、質問件数は18件であります。通告に従い、順次質問を許します。

質問順位1番。1、小学校修学旅行の保護者負担額について、2、PTAの現状について、3、白浜大浜海水浴場について。

以上3件について、1番 柏谷祐也議員。

〔1番 柏谷祐也議員登壇〕

○1番（柏谷祐也） 1番、民希一進、柏谷祐也。議長の通告に従い、趣旨質問をさせていただきます。

まず一つ目に、小学校修学旅行の保護者の負担額について。

現在、少子高齢化、人口減少により、年々子供の数も減少しております。小学校におきましては、全7校において、令和4年度722名、令和5年度686名、令和6年度にしましては、5月1日現在641名となり、各学校におかれましても、児童生徒数に大幅な人数の違いがございます。

また、各学年におきましても、少ない学年では、4名という小学校もございます。そうした中、人数の大小様々な学校における修学旅行の保護者の負担分の格差がどうかならないかと市民、教員の声をお聞きいたしました。

そこで、令和5年度の各学校の修学旅行料金の詳細を調査いたしました。

稲梓小学校、参加児童数12名、児童1人当たり3万4,000円。別途、お小遣い、食事代で1万円。

稲生沢小学校、参加児童数33名、児童1人当たり2万6,863円、お小遣い、食事代1万円。

白浜小学校、参加児童数9名、児童1人当たり3万3,144円、お小遣い、食事代1万円。

浜崎小学校、参加児童数23名、児童1人当たり2万4,958円、お小遣い、食事代8,000円。

大賀茂小学校、参加児童数5名、児童1人当たり1万5,760円、お小遣い、食事代1万円。

下田小学校、参加児童数38名、児童1人当たり2万3,586円。下田小学校につきましては、食事代が児童1人当たりに加算されております。お小遣いのみで4,000円。

令和6年度、都道府県政令指定都市修学旅行実施基準概要一覧によれば、静岡県の旅費に関しましては、保護者の経済的負担を考慮し、費用の節減を図ることとあるが、保護者の経済状況の格差にもよるかと思いますが、1泊2日の修学旅行、経費で3万4,000円は少し高いのではないかと思います。それに加え、お小遣い、食事代も含めると、児童1人当たり4万4,000円となります。

また、経済的な理由によっては、小・中学校へ就学することが困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、就学援助費支給制度があり、修学旅行費の援助も含まれておりますが、対象者は、生活保護を受けている方及び同程度に困窮している方と認められる方であり、対象の方々も生活が大変であると聞いております。

次に、児童1人当たりの諸経費の内訳の交通費、貸切りバスについては、企画料金を見て

みますと、

稲梓小学校、交通費、バス 1 万4, 446円、企画料金3, 401円。

稲生沢小学校、バス 7, 372 円、企画料金2, 684円。

白浜小学校、バス 1 万4, 116 円、企画料金3, 383円。

浜崎小学校、バス 1 万0, 661円、企画料金2, 603円。

大賀茂小学校、こちらに関しましては電車です。3, 680円。そのため、企画料金がございません。

下田小学校、バス6, 727円、企画料金は2, 855円となっております。

金額で分かりますとおり、貸切りバスの利用では、人数の少ない学校は、人数に多い学校と比べ割高となります。

大賀茂小学校に関しましては、交通機関を電車にすることで交通費を抑え、さらにバスとは違い、企画料金がないため経費を削減できておりますが、1 から10まで、教職員による計画を作成しなければならないため、労力を考えると改善が必要かと考えます。

また、電車を移動手段とした場合、人数が多い学校では、引率の教職員は原則として1 学級に 2 人以内、それに加え養護教諭となります。引率数が少ないため、児童・生徒の見守り、電車の乗り遅れ、荷物の問題などリスクが多く、対応に困難であるかと思われま

す。そうしたことを踏まえると、この物価高騰、今後の各学校における児童・生徒数を考慮すると、貸切りバスの乗り合わせによる合同での修学旅行へ行くことも考えていくべきではないかと思

います。貸切りバスの乗り合わせにより、保護者 1 人当たりの交通費、企画料金の負担割合の減額、職員の労力の負担軽減、中学校就学前の交流などにもつながるのではないかと思います。

当局の考えをお聞かせください。

次に、P T Aの現状について。

現在、児童・生徒数の減少により、会員数減少、活動費等、P T Aの組織は、あと何年かすると運営も困難な状況になるのではないかと考えます。

各单位 P T Aの会費は、1 人当たりの平均は2, 525円となっております。その中には、教職員も P T A会員となり、その収入により、各学校は活動されております。一方で、毎年、会員数減少により、収入減少、繰越金で補填、活動を通常どおり行えば、繰越金の減少、それを繰り返すことで、最終的には会費を上げるか、活動を減らすかなど課題点がござ

います。さらに、会費の中から各单位 P T Aでは 1 人当たり、下田市 P T A連絡協議会へ50円、賀

茂地区PTA連絡協議会へ130円、計180円の負担金を支出しております。

また、賀茂地区PTA連絡協議会からは、1人当たり静岡県PTA連絡協議会へ40円、日本PTA全国協議会へ10円の負担金を支出しております。

そこで問題といたしましては、この二つの連絡協議会の予算が足りなくなってくると、各単位PTAの負担額がこれから大きくなっていくのではないかと考えます。

下田市PTA連絡協議会では、収入は会費50円かける会員数、助成金は、下田高校PTAから1万円、残りは繰越金で運営され、賀茂地区PTA連絡協議会では、会費80円かける会員数、助成金、一市5町、下田市においては市内会員数かける16円、残りは繰越金で運営されております。

収入減少、支出増加の主な要因といたしましては、旅費に問題がございます。

日本PTA全国研究大会、関東ブロック研究大会、静岡県PTA研究大会などの活動により、行き先によっては経費が大幅に変わります。なくせばよいという考え方もあるかもしれませんが、こうした県内外、他のPTAの活動を知ることにより、地域課題や情報共有、活動、取組など刺激を受け、PTAの活動の促進にもつながると考えます。

下田市PTA連絡協議会、賀茂地区PTA連絡協議会におきましては、賀茂郡町長会とのお話も必要かと思われませんが、各単位PTAの負担も考え、活動をサポートする上部団体への助成金の検討をいただけないでしょうか。

当局のお考えをお聞かせください。

続きまして、白浜大浜海水浴場について。

まず初めに、当局による夏期のパトロール、ありがとうございました。職員のパトロールや、浜地内の警備会社による警備により、年々、健全な浜に近づいているのではないのでしょうか。

しかしながら、私自身パトロールに参加して感じたことをお伝えいたします。

市の職員が、許可を受けていない営業行為を行う業者や、入れ墨をさらけ出した方々に注意をする、これには限界があります。一般人が一般人に注意するわけではなく、一般人がこわもての方々に注意するからです。普通に考えたら怖いと思います。

特に、今年は警察との合同パトロールもなく、現場にて身を守ってもらえない、抑止にもなかなかつながらなかったのではないのでしょうか。

また、職員がそういった方々に逆恨みを買ったらどうしますか。私自身も、私生活において、夏期は何度も人工芝生など燃やされるなどの被害にも遭っております。それだけ僕たち

も戦っているんです。

浜を健全にすることはもちろんですけども、職員の苦勞、不安、職員の不安を解消することが一番ではないでしょうか。本当に考えてください、ここは。

次に、海水浴場禁止事項についてですが、どこまでが禁止なのか、線引きが全く見えません。例えば、入れ墨に関して露出している方々に注意するが、それでも露出している方々にどう対応するのか、営業行為を行っている場合、どこまで注意するのか。騒音はどの程度の音まで駄目なのか、明確にしていきたい。警備会社の人員が入れ替わる際、その他の浜での警備や禁止事項は完全にアウトだが、こちらの浜ではいいのかなど、警備会社にも対応に困っているかと思われま。

今回、警備会社に904万8,776円で契約しております。通常の警備会社とは違い、高額な予算が使われております。計画性を持って契約している警備会社に業務を事細かにお願いしていただきたいと思いますが、当局の考えをお聞かせください。

三つ目に、下田市海水浴場に関する条例について。

○議長（中村 敦） 暫時休憩します。

午前10時29分休憩

午前10時32再開

○議長（中村 敦） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

質問を続けます。

○1番（柏谷祐也） すみません、申し訳ありませんでした。

三つ目に、下田市海水浴場に関する条例について。

夏期に一時的に県から占用しており、あくまでも夏期の海水浴機能を管理、公の施設ではなく、健全で安心安全な海水浴場であることを目的とした条例であると、私は認識しております。

ですから、海水浴場設置条例ではなく、海水浴場に関する条例を制定したのではないかと考えます。その関連のお話をしたいと思います。

昨年、白浜大浜海水浴場に関わる会議が行われていました。そこには、当時の観光交流課長、管理運営団体、区長、刑事課長等が出席しておりました。その中での何年も定例会や議会で議論されている、市長の許可を受けていない行為を行う業者に対し、どう取り締まることができるか、話し合われておりました。

当時の刑事課長のお話で、下田警察署の見解として、以前、区の夏期対が行っていたような営業行為を浜地外で行う、または、入札、選定など競争がある中で浜地内営業をすることにより、自由使用の原則により摘発ができる、もちろん、ルールをつくってのお話となりますが、つまり、やり方次第になってくると考えます。

しかしながら、市長の許可を受けていない行為を行う業者の検挙の判例がなく、行政刑罰、つまり行政執行権にて強制執行はされていない状況です。

今後、許可を受けていない業者をどう排除していくのか、来年はどこまでやるのか、方針が決まらなければ、いたちごっこの繰り返しになってしまうかと思われまます。それに振り回される職員の負担も考えていただきたいと思ひます。

具体的な計画がございましたら教えてください。

以上、趣旨質問を終わります。

○議長（中村 敦） 当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（松木正一郎） 私からは、白浜大浜の海水浴場に関して御答弁申し上げます。

職員に対する御配慮もありまして、ありがとうございます。

先ほど、議員の質問の文言の中で、今年は警察との合同パトロールもなくというふうにおっしゃっていたんですが、あれは少なくっていいことですよ。合同パトロールもしましてですね、実は、その警察署署長さんが、本庁において、そうした暴力団の関係のお仕事をなさってたということですね、それが随分、実際には効いているというような話も、警察側から私は聞き取っておるところでございます。

さて、パトロールについてですけれども、観光交流課の職員に加えまして、もっと全庁的にやろうじゃないかということで、令和3年度から下田市観光都市形成プロジェクト委員会を設置しまして、全庁横断的な体制、つまりチーム下田市としてパトロールを実施しているところでございます。

また、先ほど申しましたように、職員等の安全は、やはり非常に重要、この安全の担保ということが非常に重要と考えまして、下田警察署との連携、さらにはこの種の現場に強い、この種の現場に対してのノウハウを持っている特殊な警備会社への業務委託を行っているところでございます。

また、下田警察署の協力をいただきながら、下田市夏期海岸対策協議会暴排部会ですとか、本年5月に設置された、下田市健全安全安心まちづくり推進協議会、こうしたところとも連

携をして進めているところでございます。つまり、いろんな体制でもって、ことに当たっているということでございます。

これらの取組については、大いに功を奏しているというふうに感じておりまして、これは警察署の方、それから現地で頑張っている方、それから周辺のコンビニの方等からも聞いているところでございます。

今後も、職員を含む関係者の安全確保の下、海水浴場の健全化に向けて、多角的に、様々な対応、方策に取り組んでまいります。

20年以上問題視されていた、それがなかなか片付かなかった、この難しい課題に、この数年は全庁で一糸懸命取り組んでいるところでございます。

これからも、皆様の御指導、御協力いただきながら、積極的に進めてまいりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

私からは、以上でございます。

○議長（中村 敦） 教育長。

○教育長（山田貞己） 私のほうからは、修学旅行のこと、それからPTAの現状についてということで申し上げたいと思います。

小学校の修学旅行につきましては、学校側が、各校の教育方針に基づく、それぞれの特色ある旅行、修学旅行を模索しながら、子どもたちに、ぜひ学習してほしい、あるいは学習させたいというような活動を検討して、皆さんもそうだったように、よい思い出作りにもつながるように、また、少しでも保護者負担の軽減を図ろうと、毎年、反省点を踏まえながら計画書を作成しております。

したがって、学校側としては、子どものための旅行日程、旅程と合わせて、保護者負担の軽減をも考慮しなければならない中で、旅行業者と交渉を重ねながら、どの学校も計画づくりに苦慮しているのが実情でございます。

議員おっしゃるように、保護者負担の軽減を図ることは、やはり配慮しなければならないことの一つだと考えていますので、例えば5年生の宿泊体験のように、地域性、あるいは学校の方針等を考慮した上で合同実施をする、そういうことは検討の余地はあると思っています。しかしながら、修学旅行につきましては、約1年前には旅行会社を通じて宿泊先、それと交通手段等を予約しているのが現状でございますので、合同実施についての対応については、当該校双方において、かなりエネルギー、時間を要する、費やすものであるということをお承知おき願いたいというふうに思います。

それから、P T A組織の在り方につきましては、全国的に見直しが進められている学校もあることは承知しております。市内の小学校におきましても児童数の減少によりP T A会費だけではなくて、役員を選出ですとか、あるいは諸活動、一部の保護者に負担が集中している様子も窺ってはおります。

本来、P T Aとは、柏谷議員も御承知のとおり、児童・生徒の健全な成長を図ることを目的として、保護者と教職員とで自主的に構成されて、対等な立場で協力し、学び、高め合っ
て活動をしていく任意の団体であって、学校の教育活動を理解し、家庭と学校と地域を結ぶ
役割も担っている、というふうには認識しています。したがって、各学校の実情に即して、
P T A活動がどうあるべきか、組織の運営や事業における課題を整理していくことも、これ
からは必要であると思っています。

先進事例等を研究して、市内学校におけるP T A活動の在り方について、会費の件も含め
て、これからの時代を見据えた中で、大きな転換期、課題と受け止めております。

修学旅行、それからP T Aのことに関して、詳細については、学校教育課長から申し上げ
たいと思います。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 学校教育課長。

○学校教育課長（平川博巳） それでは、引き続き、まず修学旅行の保護者負担のほうで、学
校間でのその保護者負担の格差であったり、合同実施の可能性について、私のほうから答弁
させていただきます。

各学校における、修学旅行の保護者負担分の格差をできる限りなくすことは、必要である
というふうには考えております。3万4,000円という経費についてですが、学校の実情も踏ま
えて、業者との交渉の上で算出されたものですので、様々な経緯があるわけですが、議員御
指摘のとおり、児童の人数により貸切りバスの1人当たりの負担額は増額となりますので、
何校かでの一部、合同実施も検討可能な事項と認識しております。

ただし、コロナ以前の修学旅行では、行き帰りを電車、都内の移動だけをバスを利用して
いた学校もあり、児童数が少ない学校では、電車での移動も選択肢の一つというふうに思わ
れます。

議員御指摘の電車移動に伴う懸念事項はあるものの、宿泊に伴う荷物はホテルに事前に輸
送したり、電車の移動は、現在ですとS u i c aを活用して対応するなど、工夫されている
ようです。

修学旅行の保護者負担の軽減については、学校に投げかけるまでもなく、これまでも検討されていることでもありますので、今後は研修内容の日程調整もしながら、行き帰りだけでも合同で移動するなど、実現可能な経費の縮減方法等について、さらに工夫した修学旅行の行程を学校側と模索していきたいというふうに考えます。

次に、P T Aの現状の部分で、上部団体への助成金の検討をという御質問にお答えいたします。

P T A会費に伴う上部団体への助成金として、賀茂地区P T A連絡協議会については、毎年度、協議会事務局より要請を受け、賀茂地区の町長会を通じてですが、負担金という形で助成は行っておりますが、教育長よりお答えしたように、賀茂地区、下田市の各P T A連絡協議会においても、活動内容や実情を踏まえた中での課題として、今後整理する流れになるかと思えます。

P T Aの目的を達成するために、教育委員会としても、各学校の実情をつかみつつ、組織の在り方等について、認識を深めてまいりたいと思えます。

私からは以上です。

○議長（中村 敦） 観光交流課長。

○観光交流課長（田中秀志） それでは、まず私のほうからもですね、今回の柏谷議員の夏期海岸対策に対する御尽力、また、先ほどございました市職員、特に強い責任感を持ってですね、毎日現地で汗を流している観光交流課職員に対する御心配、御配慮いただきましたことをお礼申し上げます。

それでは、私からは、海水浴場の禁止事項の明確化、また条例違反事業者の排除に関する方針、計画について、御答弁させていただきます。

海水浴場の禁止事項の明確化に関しましては、利用者ルールにつきまして、令和3年度に見直しを行い、他者を畏怖させる入れ墨、タトゥーを露出してはならない、他者に迷惑を及ぼす音量の音楽や音声を流してはならない、といったことを定め、また営業行為については、浜地内で来遊客へパラソル、レンタル等の声かけを行っていた場合、注意を実施しています。

現場の状況により判断に迷う際には、その都度、関係者と協議を行って対応するようにしているのが現状でございます。

続きまして、条例違反事業者の排除に関する方針、計画等に関しましては、今年度の取組としましては、警察署をはじめとする関係機関と連携を図り、パトロールの実施、防犯カメラの設置、特殊警備員の配置、浜地内での営業行為につきましては、条例違反事業者への個

別の中止指示等を実施いたしております。

これらの取組の結果、今年度、目に見えるほど健全化が進んだというふうに、周辺、また関係者の声をいただいております。

また、下田市夏期海岸暴力団等排除対策部会におきまして、本年度実施いたしました、反社会的勢力でないことの表明、確約に関する同意書、これにつきましても、効果等の検証をするとともに、夏期海岸対策協議会の反省会で意見等も伺いまして、来年度に向けて取組の強化を図ってまいります。

以上です。

○議長（中村 敦） 1 番 柏谷祐也議員。

○1 番（柏谷祐也） まず初めに、教育長、学校教育課長、御答弁ありがとうございました。

修学旅行の件ですが、答弁のとおり、旅行会社を通じて計画を早い段階から行っているのも存じております。

また、各学校の地域性や教育方針の中、先生方が、子供たちにどのような学習、活動、思い出になるかを模索しながら、計画書を考えていただいていることにも感謝しております。

今後も学校や校長会と情報共有を図るとともに、旅行業者と適切な調整を行っていただき、引き続き、様々な配慮に努めていただきたいと思います。

次に、PTAの件ですが、子供たちの健全育成のための子育ての当事者同士が連携し、先生方も子供たちの取り巻く状況、情報を共有しながら、学びあえる場所が必要なものがPTAであり、PTAの活動は学校によっては異なりますが、登下校時の子供たちの見守りや学校行事の手伝い、地域活動など、様々な役割がございます。

今後も、学校をサポートする力は、PTAという保護者と教員だけの組織にとどまらず、地域全体を巻き込んだ、もっと大きな集団となる可能性もあるのではないかと考えます。

今後の組織の在り方や活動内容の実情を踏まえた上で、今後も御支援のほど、よろしくお願ひします。ありがとうございました。

次に、市長の答弁での職員の安心や安全、不安や負担の解消についてですが、来年度以降、警備会社に委託するのであれば、パトロール業務はそちらで対応していただきたいと思います。

一般の職員、特に観光施設係は、この夏期の観光シーズンに、白浜大浜海水浴場のパトロールにほぼ時間を費やしております。その他の業務に支障がないとは思えません。

さらに、私が見ている限り、怒鳴られ、威嚇されている姿を見ますと、職員の安全性は保

たれていないと思います。

できれば、今後の職員のパトロールをやめていただきたいです。

次に、海水浴場の利用者ルールですが、入れ墨、タトゥーの禁止事項に関しても、他者を畏怖する入れ墨といたしましても、人それぞれ感じ方は違うと思います。

例えばですけれども、じゃあここまで和掘りの入れ墨が入っている、それは確かに怖いと思います。じゃあここにワンポイントの大きめのタトゥーが入っている、それは怖くない。でも子供たちからしたら怖いです。それであれば、シールを貼るとか、そういった対策も検討すべきではないかなと思います。

さらに、注意してもさらけ出している現状、浜地を見ている、入れ墨を出している方々が目立ちます。

私自身もパトロールに同行した際、がっつり入れ墨が入った人たちにも、僕は言えるほうなんですけども、入れ墨を出さないでください、少しタオルで隠すとか、配慮をしてくださいというふうにお話ししても、その場しのぎで、浜地に降りればさらけ出しているのが現状です。

禁止事項に従わない方々に、今後どのように対応していくのか。ルールについて、明確に考えていただきたい。

騒音につきましては、鎌倉市海水浴場のルールでは、音響機器（電源をつないだスピーカーや楽器等）を使わない、となっており、Bluetooth等を使用した外部機器やラジカセ、スピーカーを禁止し、スマートフォンからの音楽のみを認めております。

明確にすることで、統一した対応ができると思います。

また、下田市海水浴場利用者ルールを管理・運営団体も同様に守る必要がございます。

売店で大音量の音楽を流して、入れ墨を出した若い年代のお客様たちが踊っているなど、この現状は不適切ではないかと思えます。

海水浴場の管理・運営を委託を受けた公共的団体が市長の許可を受けており、看板を背負って運営しているわけですから、当局側からの指導も必要かと思えます。

また、夏期中盤から導入したバレーボールのコート、こちらにつきましては、海水浴のお客様への一定のニーズ、効果があったかと思えますが、この計画は、打合せを密に行われていたのか。けがをしたときの対応、コート外のお客様がボール等によりけがされた場合の保険などの安全面について、当局、管理・運営団体による協議は行われていたのか、お尋ねいたします。

次に、下田市海水浴場に関する条例についてですが、当局の方針といたしましては、パトロール、監視、警備、違法行為を行う業者への中止指示を来年度も継続して実施するに当たり、職員の労力、多額の費用がかかってきます。

抑止ではなく、浜地の営業行為自体の改善による、市長の許可を受けていない行為を行う業者を、今後取り締まる考えはありますでしょうか。

次に、反社会勢力ではないことの表明、確約に関する同意書について、従事者が同意されないというケースはありましたでしょうか。ある場合には、今後、どう対応していくのか当局の考えをお聞かせください。

○議長（中村 敦） 観光交流課長。

○観光交流課長（田中秀志） それでは、御質問いただきましたことに関しまして、順次、御答弁させていただきます。

まず、市職員のパトロールをやめて、警備会社で対応する、していただきたいという御質問でございます。

条例違反行為に関する中止の指示等につきましては、市の責務となりますので、全てを警備会社にお任せするといったことは難しいというふうに考えてございます。

一方で、令和4年から導入しました、この警備業務ですが、警備会社の業務内容としまして、条例の禁止行為、また海水浴場ルールの周知徹底、そういったところを図るとともに、禁止行為やルールを守らない方に対しては、個別で注意等を実施しており、年を追うごとにマナーの向上、また浜地の健全化が進んでいることによりまして、先ほども市長のほうからお話がありましたが、ファミリー層の増加、そういったところが顕著になっているところでございます。

条例違反行為の抑止等、効果が上がっていると関係各所から声がいただいております。業務の、またその警備会社のですね、業務の細かな取扱いですとか内容につきましては、今回の振り返りをまた行いますので、そういったところで課題整理等、また見直しを行いまして、議員御指摘のですね、職員の安全面、また負担軽減、そういったところにつきましても、併せて検討を進めてまいりたいと思っております。

続きまして、禁止事項に従わない方に対してどう対応していくかということでございます。

海水浴場のルールにつきましては、明確に基準を示すことが、お客様に対しまして、納得のいく説明ができることにつながります。そのため、他地域の事例ですとか、関係機関の助言等を参考にですね、今より精度の上がった基準づくり、ルールづくりのほうを検討してま

いりたいと思います。

また、御指摘のとおり、管理・運営する立場にある者は、当然ルールに則った行動で模範を示すべきと、そういうふうに考えてございます。

市職員、各支部関係者が自ら模範となるべき行動を取るように、健全観光都市形成プロジェクト委員会、また夏期対の支部長会議、そういったところで意識の共有を図ってまいりたいと思います。

続きまして、バレーボールコート of 導入についてです。

バレーボールコートの設置に関しましては、海水浴客のニーズに応え、魅力ある海水浴場として管理・運営するための取組であると考えてございます。

バレーボールコート設置の経過でございますが、バレーボールコートの協議を8月9日に行っております。その後、バレーコート自身は8月20日より設置という流れでございます。

設置の経緯といたしましては、8月2日に行われたイベント「砂あそびーち」というところで、ビーチバレーを実施したところ、100名以上の参加があり好評であった、という状況もあり、また、遊泳客が一番多い時期に空いたスペースにですね、条例違反事業者が、パラソル等を貸し出すエリアとして確保させない、そういったところの理由もありまして、設置したい旨の協議があったものでございます。

ビーチバレーコートの設置に関しましては、パラソルや浮き輪同様、海水浴客のニーズに応え、健全で魅力ある海水浴場とするための取組であると評価しており、海水浴離れが進む状況でですね、そういった状況を打破していく集客アイテムとしての一例になるとも考えてございます。

また、議員が御質問ありました、けが等への保険対応につきましてですけれども、パラソル等が飛散した場合に、けがを負わせてしまうことが想定されて、そういった傷害保険に入っております。そちらの適用になるというふうに報告を受けてございます。

またですね、ビーチバレーコートの実績としまして、約、期間中50組程度の利用があったというふうに報告を受けてございます。

続きまして、浜地の営業行為についてです。

無許可営業者の完全撤退や罰則の適用には、議員御指摘のとおり至っておりません。警察からは、条例が制定されてから約30年経過しており、現状に合っていない側面、また、海の家の入札制度の検討等を助言をいただいておりますので、今後、警察が介入しやすい仕組みづくりも含めまして、警察、また顧問弁護士等と引き続き協議をし、相談をしてまいりたい

と考えております。

最後に、反社会的勢力でないことの表明、確約に関する同意書についてでございます。

夏期のみ営業している海水浴の用品のレンタル業者、また飲食事業者等について、各支部から情報をいただき、同意書のほうを提出していただく取組を実施しております。

この同意書には、警察から店舗責任者や従業員の情報、また名簿等の提出を求められた場合、協力することに同意するといったことが記載されてございます。

暴力団等との関係性を確認することを目的としており、また、提出は任意でございますが、提出しない事業者を警察と情報共有して、必要に応じて警察のほうで御対応いただく、そういった取組でございます。

今期において提出を依頼した事業者は20者、そのうち18者が提出していただいております。提出いただいた同意書につきましては、警察に共有し、併せて提出をお断りされた2者につきましても、報告をさせていただいております。

暴力団排除につきましては、市だけではなく、市民や事業者、関係機関が一体となって取り組むことが重要であり、こうした官民連携した取組は、警察にも有益な情報提供が可能となり、十分効果があり、継続していく必要があると考えておりますが、今後、夏期海岸暴力団等排除対策部会において、この取組の課題や改善点等、協議してまいりますので、そちらの中でまた判断をしてみたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（中村 敦） 1番 柏谷裕也議員。

○1番（柏谷祐也） 御回答ありがとうございます。

パトロールについて、下田市海水浴場に関する条例第7条に規定されておりますので、市の職員でなければ中止の指示等を行えないわけですから、市長をはじめ、職員しか行えないのも認識しております。

海水浴場利用者ルールの下、営業行為、すなわち勧誘を繰り返すものへ、個別に警備会社が注意を払うことはできると思います。その注意の対応に、あまりにひどい場合は、警備会社から当局に連絡をいただき、中止の指示等を行う、それにより、職員は毎日のパトロール業務を行うことなく、労力の負担等が解消されると思います。そのためにも、海水浴場のルールの明確化は必要であります。来年度に向けて検討をお願いいたします。

浜地の営業行為、完全撤退、罰則の適用に至らない現状の改善は、警察、顧問弁護士の助言を受け入れ、白浜大浜海水浴場の全体の改善が必要だと思います。引き続き、観光交流課

と協議させていただきます。よろしく願いいたします。

次に、市長にお尋ねいたします。

以前、岡崎議員の一般質問にございました、条例改正について、市長の回答は「私としては、来年度の夏までに間に合うかどうかは分かりませんが、やっていきたい、チャレンジしたいと考えております。」と発言しておりましたが、進展状況はいかがなものでしょうか。

また、今後の白浜大浜海水浴場の、市長の許可を受けていない行為を行う業者を取り締まる方向性でいくのか、抑止のみにとどまるのか、その辺についても教えてください。

○議長（中村 敦） 市長。

○市長（松木正一郎） 先ほどの私の答弁にも申し上げましたとおり、多角的なアプローチをしなければならぬというふうに考えているところです。

条例改正、あるいは取締まりといったことについては、最もその中心に、いろいろな専門知識を持っているのが、警察署になります。ですからここと協議をしながら、条例改正のほうによければ条例改正するし、それよりももっと実効的なやり方があるのであればそちらにするということで、毎年毎年工夫を凝らしてやっているところです。

ですから、条例改正ということについては、選択肢の一つとしてまだございます。とは言いながら、それよりも目の前にすぐできることをやろうということで、今年も我々はパトロールを強化していたということでございます。そして、その結果がですね、事実としてその結果が、今、現れ始めているということでございますので、この今の状況について、今後も関係機関とともに検証して、次の政策につなげていく、このような考えでございます。

浜地の健在化については、1期目からの公約でございますので、私としては、これからも積極的に進める、強い意志を持って事に当たっていきたいと思っております。

同時に職員についてもですね、実によくやってくれています。現場を職員が見ないで、ただ業者さんからの報告を待ってから動くということではなく、やはりそこに、現場に行くということは、私は大事なことであろうと思います。で、そのとき安全を確保すること、同時に心を砕いていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 1番 柏谷議員。

○1番（柏谷祐也） 来年度の夏までに考えてもらいたいんですけども、本当に危険と隣り合わせなんです。これを僕、何でここまで言うかっていうと、一昨日被害に遭いました。で、一昨日、昨日とずっとほとんど警察署に行ったり来たりをしていました。やはりすごく危険

を伴うんです、本当に。そんな中、署長室に呼ばれて、署長とお話もさせていただきました。

その中での署長の発言とございますか、市のやり方次第、本当に取り締まる気があるなら、僕たちは全力でバックアップしますとお話ししておりました。

そこで僕は、浜地全体を変えるべきではないかと、やり方、在り方自体を、というお話もさせていただきました。それも一つの方法だと、それであるならそれでバックアップもいたしますし、全面協力いたします、というお話もしておりました。

この浜に関しては、市長、お願いですから、本当に来年度までに何とかしてやってください。抑止ではなく、取り締まる方向性、入札など、公正を持ってやるとか、方法はたくさんあるわけですから、その中で、管理・運営については、どうしていくかと、大本がSOMAでやるとか、やり方はたくさんあると思います。どこかで線引きをかけなければいけないと思います。市長が戦う気がなければ、僕も戦いません。戦うだけ、僕たちは厳しい現状に追われているんです。明確化してください。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（中村 敦） これをもって、1番 柏谷祐也議員の一般質問を終わります。

ここで休憩したいと思います。

11時25分まで休憩します。

午前11時12分休憩

午前11時25分再開

○議長（中村 敦） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

次は、質問順位2番、1つ、「ひと・もの・かね」と「ことづくり」について、以上1件について。

13番 江田邦明議員。

〔13番 江田邦明議員登壇〕

○13番（江田邦明） 13番、江田邦明です。議長の通告に従い趣旨質問を行います。

「ひと・もの・かね」と「ことづくり」についてです。

これまでの一般質問で、関連する内容の質問をしてきましたが、改めまして、松木市長2期目、最初の本定例会において、経営資源の主要な要素とされる「ひと・もの・かね」に関する戦略と、市長の掲げる「ことづくり」について、質問いたします。

まず「ひと」についてです。令和6年4月に民間の有識者会議「人口戦略会議」が消滅可能性自治体について公表いたしました。

下田市はその消滅可能性自治体に含まれており、市民の皆様の不安が募るところです。

そこで、皆様に正確な情報を知っていただくため、次の点についてお尋ねいたします。

消滅可能性自治体の定義とは何か。

消滅可能性自治体でない河津町、10年前の消滅可能性自治体から脱却した南伊豆町と比較した下田市の現状。

10年前と比較した下田市の現状。

実施すべき必要な対策について、お伺いいたします。

次に、下田市が策定する「第2期下田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」については、毎年度、その効果検証が行われています。

令和4年度戦略評価では、基本目標である下田の未来につなげる人づくりについて、社会増減数は平成30年のマイナス160人、令和6年目標値マイナス123人に対し、令和4年はマイナス67人でS評価とされております。

一方、出生数は平成30年の105人、令和6年目標値103人に対し、令和4年は60人でD評価としています。

しかしながら、下田の未来につなげる人づくり全体の総合評価はAとしており、その理由は、基本目標及び各施策において、D判定が含まれているが、全体としてS判定が多いためと、その理由を示しております。

私は、この考えに異論を感じるところでございます。

各施策の評価がS判定であるにもかかわらず、基となる目標の評価がD判定となる場合、目標を達成するために設定した各施策の内容を検証し、施策自体を見直す必要があると考えるからです。

この点について、どの様にお考えか、お尋ねさせていただきます。

これまでの「人づくり」に関する施策の結果としての現状と、下田市が策定する「下田市将来人口ビジョン（令和2年3月改訂版）」における、目指すべき将来の方向に沿って適切に対応を進めることを前提にした、人口の将来展望、略して、展望ケースと記されております。と比較し、将来展望ケースに示された予測値に対して、現状、どのような人口推移であるか、お尋ねいたします。

まず、予測された総人口に対する数値と増減数。

予測された年少人口（ゼロ歳から14歳）に対する数値と増減数。

予測された生産年齢人口（15歳から64歳）に対する数値と増減数。

予測された老年人口（65歳以上）に対する数値と増減数。

予測された若年女性人口（20歳から39歳女性人口）に対する数値と増減数について、御回答をお願いいたします。

次に、下田市が取り組む関係人口についてです。

日本全体で人口減少が進む中、全国的にも取組が進められていますが、私自身は関係人口に関する共通認識がまだ低いと感じております。

そこで、関係人口について、幾つかお尋ねいたします。

関係人口の定義とは何か。

下田市はいつからこの関係人口の取組を始めたか。

関係人口の増減等を客観的に判断できる重要業績評価指標、一般的に言われるK P Iは持っているか。

関係人口に大きく関係するであろう、ふるさと納税者とのコミュニケーション方法や内容について、お尋ねさせていただきます。

次は、同じく「ひと」についてですが、市役所内の人・組織についてお尋ねいたします。

歴史に学べば、変化の時にチャンスがあり、チャレンジが必要と言われております。松木市長2期目のスタート、また令和8年にかけての庁舎移転など、今がそのチャンスであると考えます。

そこで、令和6年4月1日現在、237人となった職員数に関して、次の点についてお尋ねいたします。

第7次定員適正化計画の目標職員数242人に照らした今後の採用方針。

次の、第8次定員適正化計画の策定方針、主に目標職員数について。

現状、下田市職員定数条例の見直し、条例上定めた286人の今後について、お尋ねさせていただきます。

次に、組織に関する機構改革についてです。

その必要性は、行政課題への的確な対応や、重点施策の迅速かつ確実な実施に向け、より効率的で機能的な執行体制を図るためと言われております。

市民保健課は、6係の分掌事務を執行していますが、より適正かつ能率的に遂行するため、2課制を引くことについて検討しているかについて、お尋ねいたします。

また、生涯学習課は、スポーツ推進計画やスポーツツーリズム、サーフタウン構想、スポーツコミッション等、文化やスポーツによるまちづくり政策への関与が増しております。地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例により、教育委員会に属する業務の所管を見直し、施策の一体化及び総合化を図り、文化・スポーツに関する業務を市長部局が所管し、市民の健康づくりと地域づくり、まちづくり政策との連携を強化することについて、検討しているかお尋ねいたします。

次に、「もの」についてです。

「市有財産の有効活用」という言葉は、議場でもよく聞かれる言葉です。市民の貴重な財産であり、市民サービスの向上や行政目的の実現など、市の経営資源として有効に活用する必要があるからです。

現在、市内には行政上の目的で所有している財産でありながら、その行政目的を終えたほか、様々な事情で使われていない財産があります。設置及び管理に区分される条例がありながら休業となっている「農村体験宿泊施設（あずさ山の家）」について、条例廃止を含めた今後の方針についてお尋ねいたします。

次に「おかね」についてです。

市長は2期目の市政運営に当たり、様々な課題解決、多様な市民要望、市長自らが掲げる新たな政策、例えば、当選証書付与式、インタビュー等で発言されております「通勤通学で移動困難な人の足となる交通政策や観光客のための駐車場の適正配置」、広報しもだ8月号にも掲載がございました「グローバルシティプロジェクトの拠点整備」などを確実に実施していくための、定住人口の減少が進む中、いかに歳入を確保していくお考えか、お尋ねさせていただきます。

最後に「ことづくり」についてです。

市長は2期目のチャレンジとして、「ことづくり」による経済の好循環を掲げております。

具体的に何を実施し、どの様に経済の好循環へつなげていくのか、お尋ねいたします。

以上、趣旨質問を終わります。

○議長（中村 敦） 当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（松木正一郎） 「ひと・もの・かね」と「ことづくり」という、こういうタイトルをいただきました。

せっかくの機会ですので、私としてはなるべくたくさんお話をしたいと思うんですけど

も、まずは、最後におっしゃった「ことづくり」に関して、どうするつもりなのかということについて、まずはここについてのみお答えして、後ほどまた再質問の中で、いろいろとお話をさせていただこうと思います。

広報しもだの多分8月号の「こんにちは、市長です」に書いたと思うんですが、「ことづくり」について、議員は読んでくださっておっしゃっているんだと思います。ありがとうございます。

これ、自分で考え出したつもりだったんですけども、ひょっとしてと思って調べたら、もうとっくに人に言われていましてですね。やっぱり私が考えることなんかは、もうとっくに誰かがやっているんだなど。でも、誰かがやっているってことは、ピントがずれた話ではなかったのかなというふうに思っています。

私たちの求める「ことづくり」というのは置いておいて、まず、「ことづくり」の定義として言われているのは、物の本によりますと、コンセプトやストーリー、ユーザーエクスペリエンス、ちょっと意味は分かりづらいんですけど、経験、体験ですよ。こういったものは付加価値がある、そういった体験をつくること、そのような付加価値を創出すること、あるいは新たな活力となり得る夢や目標を設けること、と定義づけられているそうです。

下田市の産業の基盤が観光でございまして、これまでは海ですとか、黒船の歴史だとか、あるいは温泉とか、こうしたものを見る、あるいは浸かる、それを直接的に体験する、そのまま味わうといった従来型の観光から脱却しまして、これから新しい観光というものを設計しようと、こういうふうなことでございます。

どっちかという体験型観光みたいな言い方をされたのは、もう30年ほど、かなり昔にですね、すみません、正確に記憶していないんですけど、観光庁あたりから言われた話で、前回も確か江田議員から、ニューツーリズムとどこが違うのかという御指摘がございました。

ニューツーリズムは、基本的に、大ざっぱに言えば体験型の観光というふうに言えると思います。で、これをさらに超える、これまで観光の対象外だった、観光という範疇に入っていなかったような分野、例えば生活そのものですとか、もっと言えば防災ですとか、ボランティア活動とか、こうした全く新しいものを、私たちとしては創出したいと考えています。

これによって来遊したお客様方に、様々な感動ですとか、色とりどりの思い出を持ち帰っていただく、さらに、それによりまして消費を促して、市全体の経済の循環につなげていきたいと考えているところです。

今年度、この新しい観光の推進に向けて、市内での検討を開始したところでございます。

今後、関係者の方々の御指導、御協力をいただきながら、下田市の「ことづくり」というものを創出してまいりたいと思います。

まずは、私のほうは概論についてお答え申し上げました。この後は担当課からそれぞれ御答弁申し上げます。

以上です。

○議長（中村 敦） 企画課長。

○企画課長（鈴木浩之） それでは、まず人口戦略会議におけます消滅可能性自治体について、答弁させていただきます。

消滅可能性自治体につきましては、経済人、医療人、行政及び学者など、29名の方で構成される民間組織、人口戦略会議が発表したものでございます。

今回の発表は、出生数に着目をし、20歳から39歳の女性人口が、2020年から2050年までの30年間で50%以上減少する、そうした自治体を指しているものでございまして、令和6年4月に発表されました、消滅可能性自治体到下田市も含まれているところでございます。

消滅可能性自治体でない河津町、10年前から脱却をしている南伊豆町と比較した下田市の現状につきましては、全国の分析結果がホームページで公表されております。

下田市は自然減対策が必要、社会減対策が極めて必要とされております。

河津町につきましては、自然減対策が必要、社会減対策が必要。

南伊豆町は社会減対策が必要となっており、2町と比較しますと、特に社会減、人口流出が大きな課題となっているというふうに考えております。

しかしながら、下田市の現状といたしまして、社会増減数は、令和4年度実績ではマイナスの67人、令和5年度はマイナス34人と改善傾向にございます。このため、若年人口減少率が10年前の結果と比較し、10ポイント程度改善しているということで、同報告でも記載をされているところでございます。

また、この算出方法は、総人口ではなく、人口減の割合を示していることから、2050年の下田市の人口は、2町よりも6,000人ほど多く、1万574人と推計をされております。減少率だけではなく、これの実数についても注視をしていきたいというふうに考えております。

また、この指標を改善させるための必要な対策といたしましては、今後も社会減が緩やかに改善されますよう、人口の流出に対して流入が上回るような施策、移住・定住ですとか、企業誘致、産業振興の促進が必要と考えております。

次に、下田市まち・ひと・しごと創生総合戦略、令和4年度の効果検証についてござい

ます。

下田市まち・ひと・しごと創生総合戦略における令和4年度効果検証は、事務局案を作成し、下田市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進協議会に提示をし、御検討いただき作成したものでございます。

令和4年度の効果検証では、議員御指摘のとおり、基本目標の3、下田の未来につなげる人づくりにおきまして、出生数がD判定で、総合判定Aとしているところでございます。

これにつきましては、基本目標3で掲げております、もう一つの指標、社会増減数が基準値マイナス160人に対し、令和4年度実績は、マイナス67人と改善をしていること及び目標達成に向けて設定をしております施策、移住促進、子育て支援サービス、教育環境整備の個別のKPIにおいてS判定が多かったこと、これらによりまして、下田市において、人口減を抑制するという目的に、ある程度達成をしているのではないかという判断をし、A判定をしたものでございます。

全体といたしましては、この施策となります移住相談窓口や、空き家対策等の施策が一定の効果を上げているのではないかというふうに判断をしております。

総合戦略につきましては、総合計画と合わせまして、今年度より2か年をかけ、改定作業を実施いたします。

総合戦略は、現行計画の点検・評価をしっかりと行った上、改めて次期の戦略におきまして、戦略全体の組立てを検討していきたいというふうに考えております。

続きまして、下田市将来人口ビジョンによる人口の将来展望との現状との推移でございます。

下田市将来人口ビジョンによる人口の将来展望と、現状との推移につきましては、比較資料としております、令和5年10月時点の静岡県年齢別人口推計と、令和7年の将来展望等を比較させていただいております。この中で、総人口、生産年齢人口、若年女性人口につきましては、令和5年10月時点の推計が、令和7年将来展望を上回っている状況でございます。

また、年少人口と老年人口につきましては、令和5年10月時点の推計が、令和7年将来展望を下回っている状況でございます。

先ほどの消滅可能性自治体の中でもございましたけれども、社会増減については一定の効果が上がっており、総人口については、若干のプラスの推計が出ているところでございます。

次に、関係人口についてでございます。

関係人口とは、移住をした定住人口でなく、また観光にきた交流人口でもない、地域と多

様に関わる人々を指す言葉でございまして、令和元年6月に閣議決定をされました、まち・ひと・しごと創生基本方針2019の新たな取組の一つとして掲げられているものでございます。

具体例といたしましては、市内出身者、ふるさと納税者、ワーケーションや2地域居住の実践者、本市と関わりのある企業や大学等、本市と関わりのある全ての方を指しているものでございます。

当市では、令和2年3月の第2期下田市まち・ひと・しごと創生総合戦略に、将来的な地方移住にもつながる関係人口の創出拡大を掲げ、ワーケーションの推進や、ふるさと納税返礼品開発の推進を主な取組として掲げているところでございます。

その増減数を客観的に判断できる重要業績評価指標、KPIにつきましては、総合戦略ではワーケーション関係施設利用者数、ふるさと応援寄附件数を上げております。

このほか大学連携、6月の補正予算でも計上させていただきました、デジタルノマド誘致、2地域居住者などは関係人口となりますが、その総数を算出することは困難と考えております。

ただ、こうした皆様も関係人口による地域づくりに重要な要素でございますので、先ほどの社会増減や自然増減にも関連することから、今後も関係人口の増加を目指して掲げていきたいと考えております。

具体的な次期計画におけますKPIの設定につきましては、本年度から行う改定作業の中で適切な設定ができますよう検討していきたいと考えております。

次に、ふるさと納税者とのコミュニケーション方法や内容についてでございます。

現在、ふるさと納税による寄附をいただいた皆様には、下田市からお礼状を送付するとともに、一部ポータルサイト利用者に対して、下田市から観光やイベント、地域の様子等をお知らせする情報発信を行っております。

現在、サイトとの契約の関係で一部の業者に限られているものでございますけれども、今年度、寄附者の皆様全体に情報発信ができるよう、現在、サイト会社と調整を行っているところでございます。

私のほうからは以上でございます。

○議長（中村 敦） 総務課長。

○総務課長（須田洋一） 総務課でございます。私のほうからは、令和6年4月1日現在の237人となった職員数に関することと、それから機構改革についてと、こちらについての御

答弁を申し上げます。

まず職員数でございます。

令和6年4月1日現在、職員数は御指摘のとおり237人、計画値を5名下回っているという状況でございます。

不足する人員については、再任用職員や会計年度任用職員、こちらのほうの任用により対応しているものの、年々高度化、複雑化する行政需要を考慮すると、厳しい職場体制となっているという認識でございます。

職員採用に当たっては、定員適正化に向けて募集職種を適正に設定し、積極的に広報等を行っているところでございます。

そのほかにも民間企業でよく採用されているSPI試験というものを、こちらのほうの公務員のほうでも導入し、大学訪問を通じた採用活動の積極的な展開、年度途中採用、こちらのほうの試験を含む採用試験の複数回実施、そういったことで本年度から大卒採用者の合格決定時期を早期化するなどして、様々な対策を講じているというところでございます。

公務員の人材確保についてはですね、依然として厳しい社会情勢でございます。令和8年から4年計画の第8次定員適正化計画を令和7年度に、来年度ですけれども、策定するという予定でございますので、財政需要とバランスの取れた職員数の確保に向け、引き続き努力をしてみたいと思うところでございます。

また、条例定数に関しましては、全体では実数が職員定数を大きく下回っているものの、市長部局、こちらのほうを見ますとですね、新型コロナ、こちらの対応のときにですね、職員数を最多、令和3年度、こちらのほうでは条例定数に迫る数となったところでございます。

現在のところ、定数条例を改正する予定はありませんが、必要であれば見直しもまた行っていきたいと思うところです。

続いて、機構改革でございます。

議員御指摘のスポーツ振興、文化振興、こちらについての市長部局のほうへというお話でございます。こちらのほうは、正直申し上げてまだ俎上に上がっていないというところではございますが、生涯学習課のほうで、文化・スポーツを推進していくための、より効率的で機能的な執行体制の整備、こちらについて検討し、また調整を図っていきたいというふうに思っているところです。

私からは以上です。

○議長（中村 敦） 産業振興課長。

○産業振興課長（糸賀 浩） 私からは、農村体験宿泊施設（あずさ山の家）についての御質問にお答え申し上げます。

農村体験宿泊施設（あずさ山の家）につきましては、これまでの間、民間事業者の視察・経営のほか、公共的、公益的施設としての活用など、公有財産活用検討委員会等で検討をしておりますが、いずれも具体化には至りませんでした。

今後の取組方針といたしましては、幅広い検討を進めるため、条例廃止も視野に入れ、財務課と連携をし、民間による活用提案の募集に向けた仕組みをつくり、新たな活用につなげていきたいと考えております。

私からは以上です。

○議長（中村 敦） 税務課長。

○税務課長（土屋武久） 私からは、定住人口の減少が進む中、いかに歳入を確保していくお考えかお尋ねいたします、について、お答えいたします。

昨年度、下田市は、新たな財源確保のための庁内検討会議を設置して、全国や近隣市町の状況を参考にしながら、新たな財源についての検討を行ってまいりました。

まず、全国及び周辺市町の状況を整理しますと、全国では、令和5年4月1日現在、超過課税を実施している市区町村は、法人住民税の均等割390団体、法人税割1,014団体が一番多く、固定資産税150団体、鉱産税30団体、軽自動車税14団体、入湯税12団体、個人住民税の均等割2団体、所得割1団体となっております。

また、令和6年4月1日現在、市区町村における法定外税は、宿泊税が6団体、使用済核燃料税、環境協力税が各4団体等となっております。

近隣市町の状況を見ますと、観光振興等の財源の確保のため、東伊豆町が令和7年3月から入湯税の超過課税を開始予定、熱海市が令和7年4月から宿泊税の課税を開始予定となっております。

また、伊東市では、温泉施設の維持管理にかかる補助金や、観光振興の財源として、入湯税の超過課税に係る税条例の改正を、この9月定例会に上程されているとのことです。

下田市といたしましても、税収確保のための適正な課税や、納期内納付の啓発を推進するとともに、超過課税や法定外税の実施なども含めた検討を継続してまいります。

私からは以上です。

○議長（中村 敦） 財務課長。

○財務課長（大原清志） 財務課からは、まず、あずさ山をの家の民間活用につきまして、今後、

下田市公有財産有効活用検討委員会におきまして、具体的な民間活用の手法等を検討してまいりたいと思います。

続きまして、歳入確保に向けましては、国権補助の活用はもとより、民間の補助制度の活用、目的税の検討、未利用財産の売却・利活用、ふるさと納税、特定目的基金の有効活用といった対策に取り組んでいきます。

引き続き、自ら必要な財源を確保し、市民サービスの維持向上につなげるという観点で、新規財源の開拓に積極的に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 質問者にお尋ねします。

ここで休憩したいと思いますですがよろしいでしょうか。

○13番（江田邦明） はい。

○議長（中村 敦） ここで休憩します。1時0分まで休憩します。

午前11時56分休憩

午後1時0分再開

○議長（中村 敦） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

江田議員。

○13番（江田邦明） それでは、順次、再質問をさせていただきます。

大きく、「ひと・もの・おかね・ことづくり」この四つに分けて、さらに「ひと」の中では、消滅可能性自治体について、まちひとしごと創生総合戦略について、将来人口ビジョンについて、関係人口について、市内のひと・組織について、小さく分けて質問をさせていただきます。

まず、松木市長の2期目、令和6年からについては、この後、令和7年に、まち・ひと・しごと創生総合戦略、同じ年度に、こども・子育て計画、翌年、令和8年には、観光まちづくり推進計画、こども計画、定員適正計画等、これからの下田市のまちづくり、そして市内の組織づくりにおいて、非常に重要な計画が更新される時期でございます。

再質問の答弁においては、政策的な当局からの答弁、また政治的な市長からの答弁を期待するものでございます。

まず、人口戦略会議の示しました、消滅可能性自治体ということで、私が勉強させていた

だいたいの内容を皆様で御共有をいただきたいということも含めて、再質問させていただきます。

まずこのレポートについては、若年女性、主に出産を迎える20歳から39歳の女性の動態に限ったものを推計して示したレポートであることを認識する必要があると思います。

そうした中で、下田市は自然減対策が必要、社会減対策が極めて必要と発表されたものでございます。

私が県の示す推計人口における人口動態の増減率を、河津町、南伊豆町と比較した中での数字でございます。

まず、自然動態の減少率と社会動態の減少率については、河津町、また南伊豆町よりも、下田市は低いという数値が示されております。一方で、合計特殊出生率については、河津町、南伊豆町のほうが高いという数字が示されております。

このことから、下田市が、今、取り組むべきことは、自然増、その中でも出生数であり、出生率を上げることが重要かと考えております。

これは将来人口ビジョンにおいても、展望ケースを試算する上で、下田市は将来的に出生率を2.07まで上昇させる。そして社会増減については、人口移動を0にし、さらに2040年以降は0.05まで人口移動で人を増加させる。こういった展望に基づいて、将来人口ビジョンが示されておるところでございます。

そうした中で下田市の出生率を調べていきますと、平成30年の103人をピークに、令和元年78人、令和2年69人、令和3年78人、令和4年60人、令和5年66人と、将来人口ビジョンで掲げる103人を大きく下回る推移で出生数が推移しているところでございます。

こうした中で、先ほど、この消滅可能性自治体に関する課長からの答弁では、流出、流入の対策ということに触れておりましたが、改めて出生数、出生率に対する戦略、実施すべき必要な対策が何かと考えるか、お尋ねをさせていただきます。

○議長（中村 敦） 企画課長。

○企画課長（鈴木浩之） 出生数につきましては、今、江田議員からございましたように、近年60名、70名から60名が続いているという状況となっております。

この中には、当然ながら全体人口の減少の中で出生をする、するということか、可能とする女性の人口の減というところが、一つは起因してるかなというふうに思いますので、大きく出生数の増のためには二つあるかなと思ひまして、一つはそういう年代と申しますか、そういう女性の層を増やすという政策、とあとは、出生、子育てに対する負担感ですとか、ハードルを下げると申すところの二つがあろうかなというふうに考えております。

全国的にも、若い、若いという語弊があるかもしれませんが、女性が首都圏に集まるというところは、全国的傾向として、最近特に強く出ているということで、全国的に女性の都会への進出というのが増えているというふうに承知をしております。

その中で下田市としましても、まず女性の増加というところでいけば、就労の環境、今も当然ながら、女性は就労も含めた社会、ライフスタイルを想定していると思いますので、女性が働くことができる、そういう環境づくりというのが一つは大事かなというふうに考えております。

当然、この中では、従来、女性というふうな職種、そういうことに捉われずですね、ITの進展ですとか、そういった様々な社会環境の変化がございますので、そういう都会でできることが田舎でもできるという時代の中で、様々な職種の可能性について、広げていく必要があるだろうというふうに考えています。

もう一つの出生、あるいは子育てへの抵抗感につきましては、引き続き子育て環境ですとか、そういうところの充実をしていく必要があるかなというふうに考えております。出産から保育、幼児教育、教育、こうしたところの一貫した見直しが必要と思われまますので、この辺は、そのこども計画、あるいはこども支援計画、こうした中で保護者の方のニーズを探った中で、改めて全体の仕立て直しが必要となっているかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（中村 敦） 江田議員。

○13番（江田邦明） 今回のレポートについては、10年前、2014年にも、一般的に「増田レポート」という形で公表されていたものでございます。

そのときと比較して、下田市も減少率が4.1ポイント上昇しております。ここは評価すべきものかなと思われまます。で、今回、消滅可能性自治体から脱却した南伊豆町については、9.7ポイント改善されているものでございます。

このポイントの改善について、どのように分析されているか、お尋ねしたいと思います。

私の中では、令和に入ってから、南伊豆町のほうで取り組んでおります、高校生への通学補助であったり、出産祝い金など、具体的に数字で見える、自分が子育て世帯として子供を産んでいくに当たって、将来が見えるような緩和、心のケア、実態はお金で示されておりますが、こういった具体的に示された内容が心の緩和になり、出生率の上昇、また今回の消滅可能性自治体からの脱却につながっているのではないかと考えまます、この点についてどのような分析をされているか、お尋ねしたいと思います。

あわせて、松木市長には、またこの先、こういった民間によります有識者会議の中で消滅可能性自治体がどうなったかというようなレポートが出てくるとと思いますが、次、10年後なのか、5年後にこういった公表があるか分かりませんが、下田市はこの若年女性の人口の推移に基づいて、レポートがされておりますが、消滅可能性自治体を脱却する考え、脱却宣言をしていただくのかどうかについても、政治的なお考えとしてお尋ねをさせていただきます。

○議長（中村 敦） 企画課長。

○企画課長（鈴木浩之） 申し訳ございません。今、時点、ちょっと手持ちとしまして、南伊豆町の具体的な施策の細かいところまで把握できておりませんので、細かいところの答弁という形にはならないんですけども、南伊豆町につきましては、比較的何て言うかな、産業とかの分野で、移住ですとか、企業の誘致、それも大きな企業ということではなく、小さな単位の企業誘致というところが、早い段階からかなり行われていたというところがございまして、報道とか、そういった情報の共有を見る中で、若い世代が増えている、そういった印象のほうは持っています。ですので、下田市につきましても、今までやってきた政策によって、この10年で改善をしている数値でございますので、さらに今後、今、やっている施策をより拡大していくことで、さらにこの改善については進めていけるのかなというふうに考えておりますし、また今後、今、進めています計画のアンケートとか、保護者の皆さんの意見聴取の中で必要な課題等も浮き彫りになってくると思いますので、そうした対策を付け加えていくことで、さらに数字の改善にはつながるかなと思います。

数字ということで一喜一憂ということではなく、もちろん数字は認識をしつつ、その方向についてしっかりと考えていきたいなというふうに考えています。

私のほうからはすみません、以上です。

○議長（中村 敦） 市長。

○市長（松木正一郎） 10年ほど前に、政府ではなく一部の団体が、人口消滅市町村と、そういったことを発表したわけです。で、これがセンセーショナルだったわけで、それで地方の多くの人々が、地方に暮らすことに対して希望を失ったっていうふうに、当時報じられていました。それに対してアンチテーゼとして、明治大学の何ておっしゃったか、有名な先生が、地方は消滅しないと、こういうふうな議論を出したことがあったんですね。消滅っていうのは一体どういうことを意味するんだろうっていうふうに、私はこれまでずっと長いこと考え続けているわけです。

一方で、出生数を上げるっていうことが、ただ単に、とにかく自然に、とにかくいっぱい産める環境をつくろうというふうな発想になるっていうのも、ちょっと私は疑問を持って見えています。データサイエンスとかEB何とかがって、エビデンスベース何とかがっていうのあったような気がするんですけど、数字は今、課長が言いましたように、数字はあくまでも指標としては参考にしますけれども、それよりもっと大切なものがたくさんあるだろうというふうに考えています。

例えば、出生数そのものを見れば、東京都っていうのは最も低いわけで、あるいはその暮らしやすいまちとか、暮らしにくいまちナンバー1とかっていうのも、別途出されていて、その1位が何県、第2位が何県っていう、いろんなところがいろんな尺度でデータを出しています。

私たちはそれに先ほど言いましたように、振り回されるのではなく、指標として参考的に使うというふうに考えています。

このことについて、政府が異次元の少子化対策という言葉を出しています。私は一応理科系の人間なんですが、この異次元のっていう意味がどうしても理解できない。今やっていることのどこが異次元なんだろうかというふうに思っています。

もし議員が御存じでしたら、ぜひ教えていただきたいと思うんですけど、異次元の少子化対策っていうのが、例えば、そうした子育て環境に対してお金を配ることなのか、つまりマネーによるインセンティブで、本当にそういったものはなるんだろうかといったことに対して、私は若干、懐疑的な方向の見方をしております、むしろ、先ほど議員が御指摘してくださった、「ことづくり」のような、もっと違う意味のあるものをやることによって、人々がこの町で暮らすということに幸せを感じて、で、やがてそれがこの町の持続可能性につながると、こういった本質的な政策でもって、この町のために尽くしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 江田議員。

○13番（江田邦明） 実際の子育て世帯であったり、市政を運営する側と市民の立場ということで、大分考え方が違うんだなというのが、今の答弁で認識したところでございます。

やはり、年間消費に回せる額のうち、多額なお金を、ずっと私、テーマにしておりますので、高校生の通学に使ったり、近隣の市町ではそういった制度があるのに、であったり、出産祝い金があるときに、よその町から移住される方、やっぱり選択するときには、そういっ

た制度、ポータルサイトでもそういった内容の掲載がございます。そのことを抜きにして、関係人口であったり、つながるを優先して出生数を増やしたり、出生率を上げたりすることは難しいかと思えます。

一方で、総合戦略に基づく将来人口ビジョンでは、展望ケースを示した上で、下田市は今後、社会問題人口科学研究所が示すような数値にいかないような、人は減っても減らす努力をしていくっていう中で、今考えていくべきことは、将来人口ビジョンでも掲げておりますし、総合戦略のKPIとして、重要な数値として掲げている、この数値を上げていくことかと考えておりますが、その辺は市長は、全く違うとは言わない、言ってくれないかと思えますが、その両方を比較したときに、下田市はどっちに重点を置いて、予算であったり施策を進めていくお考えか、お尋ねをさせていただきます。

関係人口を増やすことか、出生数、出生率、自然増、ここには高齢者の方の健康寿命という課題も出てくるかと思えますが、本定例会においては、子育て世帯、子育てについての自然増について質問をする趣旨でございます。

○議長（中村 敦） 市長。

○市長（松木正一郎） 片方ということではないと、まずお答え申し上げます。

これは両方とも関連するものであって、つまり関係人口が増えれば、その中の何%かは必ず私はここに定着するのではないかというふうに考えています。

それから、先ほどもお話出ていますけれども、そのマネーによるインセンティブというのは、全く否定をするつもりはありませんけれども、お金をもらえれば、例えば大安売りをしているラーメン屋と、みんな入っている、長く回さなければいけないラーメン屋で、どっちに行くかっていうと、やっぱり大安売りよりは、みんなが並んでいるラーメン屋のほうに人は行くだろうというふうに思うんです。

つまり町の魅力を高めるということがまず第一であろうというふうなことです。それが関係人口につながる。やがてそれが定住にもつながる。ただ単に、移住してくれたらお金を支払います、あるいは引っ越してきた人の子供に対してもこうします、ということではなくてですね、それを全否定するつもりはない。それは予算が、江田議員がおっしゃったとおりです。ほかの町がやっている政策もありますので、それを全否定するつもりはありませんけれども、私はどちらかという、そちらのほう、今、言いましたように、実質的な中身を高めるっていうことが、まずは重要であろうというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 江田議員。

○13番（江田邦明） ここからは、まち・ひと・しごと創生総合戦略とも関連してくるところでございますが、今、市長のほうからは、関係人口を増やすことで出生にもつながるのではないかというような御答弁だったかと思えます。

ただ、この総合戦略の令和4年度の評価の中では、社会増は増えていて、自然増については、減って、目標値より減っていてD評価、一方はSであり、一方はDということは、これ今、下田市は東京都と一緒に、社会増となっても、その方が出生のほうにつながっていないのではないか。全くではないですが、東京と同じ状況、移住しても出産や子育てをしやすい環境が整っていないのではないかという議論をする必要があると考えます。

この令和6、7年から8年にかけて、様々な計画の見直しがされるところでございます。

再度、なぜ河津町であったり、南伊豆町が消滅可能性自治体から脱却、または自治体から継続してならなかったかっていうことを協議、考察いただき、今後の下田市の将来人口の在り方について、御検討をいただきたいと思えます。

次に、将来人口ビジョンのことについて、御質問をさせていただきます。

先ほど課長のほうからは、令和7年の展望ケースと、令和5年10月の実績値を比較して、それぞれ数値より上振れているよい状況にあるというような御答弁をいただいたかと思われまます。

一方で、この令和5年と令和7年の比較ということで、現在、下田市は毎年400人から500人、この間を移動しながら人口が減っているかと思われまます。そうしますと、令和の5年10月現在1万9,002人である総人口、令和7年の1万8,816人である予測人口を比較すると、200人の差しかないもので、これが2年たったときは、展望ケースを下振れてしまうのではないかと考えまます、その点については、この2年の差について、どのような対策で展望ケースを下回らない、また2年を考慮すると、展望ケースを下回ってしまうというお考えなのかどうか、お尋ねをさせていただきます。

○議長（中村 敦） 企画課長。

○企画課長（鈴木浩之） タイミング的なお話で申し訳ございません。今年度から総合戦略人口ビジョンの見直しに入っているこのタイミングでございますので、申し訳ございません、今時点で、すみません、具体的な分析ですとか、施策まで、今現在至っていないのが現状です。

これからまさに分析をして、評価をして、新たな戦略に向けて進めていきたいというところ

ろでございますので、その検討作業の中でしっかりと分析をしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中村 敦） 江田議員。

○13番（江田邦明） あわせまして、現在の下田市の人口ということで、毎月、広報しもだには、前月の1日現在の住民基本台帳上の人口が示されているかと思えます。

ちなみに、令和6年8月1日現在ですと、1万9,442人。市民の中では2万人を切ってしまったんだというような感触を持たれているかと思われます。

これ住民基本台帳上ということで、住民票上、下田市の住民がどのぐらいいるかということで示されていた数字であります。

一方、国勢調査においては、実際、下田市に何人住まわれているかということで、2020年に調査が行われているところでございます。

よく静岡新聞などでは、推計人口ということで、同じく1日現在の人口が紙面上で示されているところでございます。参考ですと、令和6年8月1日現在、静岡県によります推計人口、下田市については、1万8,652人ということで、既に1万9,000人を割っているという事実がございます。

このことを市民の皆様が、いかに認識しているかということ、私は行政として示していく必要があるかと思えます。この住民票上と、実際住んでいる人の差が約800人ございますので、このことについて、下田市当局としては、あくまで基本台帳上の数字を基にいろいろな施策を打っていくのか、それとも国勢調査を基とする推計人口に基づいて、これから施策を検討していくのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（中村 敦） 総務課長。

○総務課長（須田洋一） すみません、これ統計のほうのお話にもなるので、総務課のほうからお答えさせていただきます。

今、議員もちらっとおっしゃったと思いますけども、推計人口というのは、こちらは国勢調査、5年に一度行われる国勢調査に、月々の人口の増減、基本住基上の増減を足していく数字ですので、推計という言葉を使っておりますけども、いわゆるこちらのほうで、よく先ほどから申し上げているような、まち・ひと・しごとの創生総合戦略にやるような人口ビジョンの推計とは違って、そののところに関して、数字のほうを住基を使うのか、それから、ある意味、国勢調査の数字を使うのかといったところはですね、それぞれにそのときに課さ

れた計画等の基準値がありますので、そういう問題だと思います。通常考えれば、人口ビジョンは国勢調査の数字を使っていつているというふうに思います。

以上です。

○議長（中村 敦） 企画課長。

○企画課長（鈴木浩之） 今、総務課長のほうから数字的な説明のほうはさせていただきましたが、市としますと、推計値という形の数字はなかなか使いにくいといいますか、やはり市の施策を進める上では国勢調査、あるいは住民基本台帳上の数字、こちらの数字を基本的には使っていく形になるかなというふうに考えております。

ただ、今後、例えば総合計画の今後の策定、あるいは戦略等のそういった計画の策定において、市民の皆様には状況等の説明をする際にはですね、ある程度将来的な話も含めてするようになると思いますので、そういった際には様々な数字を使って御説明をした上で、計画等に反映するような形を取っていく形になるかなというふうに思います。

以上です。

○議長（中村 敦） 江田議員。

○13番（江田邦明） 私がこの点について確認をさせていただいたのが、令和6年8月1日現在の下田市推計人口、これは県が統計表を発表している数字でございます。1万8,652人ということで、すみません、社人研と言わせていただきます。社人研で発表しています、令和7年の、このままいくと下田市はこの人口になってしまいますよという数字が1万8,551人ございまして、既に社人研の予測するペースを上回って、総人口が減っているという数値が示されております。

そのぐらい危機感を持って、人口増に取り組む必要があると、数字ではないというような御答弁いただきましたが、どのようにこの減少率を下げていくかということ、この5年、市長の任期の4年、5年で取り組まなければ、数字の上でも消滅可能に至ってしまうのではないかと、少しお話をさせていただいた次第でございます。

県が統計としてしっかり公表している数字でございますので、ぜひとも市民の皆様にも認識していただくため、県の公表する推計人口については、基本台帳の人口と合わせて、これから載せていく必要があると思、要望とさせていただきたいと思、います。

次に、関係人口についての再質問をさせていただきます。

課長の答弁では、ふるさと納税の納税者の方にお礼状をお出しされているということで、恐らく手紙なのかなと思うんですが、これについては、令和5年度納税された約1万2,000

件、人数ではちょっと私のほうでは把握できなかったんですが、全ての方にお礼状を手紙で郵送されたということによろしいか、確認をさせていただきます。

○議長（中村 敦） 企画課長。

○企画課長（鈴木浩之） お礼状につきましては、寄附をいただいた方全てに送付をしております。

以上です。

○議長（中村 敦） 江田議員。

○13番（江田邦明） ふるさと納税をされた方とのコミュニケーションについては、先ほど答弁いただいた観光やイベントの情報提供であったり、行政の情報提供というものが挙げられております。

一方、コミュニケーションの手段として、メールであったり、ショートメッセージサービス、実際、この通知をいただいた方の開封状況を比較した場合、ショートメッセージサービスの開封率が高いというような数値も出ているところでございます。

現在、手紙なのか、またはメール、ショートメッセージサービスを併用しているかも含めまして、今後のコミュニケーションを拡充していく方向性について、再度、御質問をさせていただきます。

○議長（中村 敦） 企画課長。

○企画課長（鈴木浩之） 現状におきましては、メール送信で対応しているところでございます。

現在ですね、メールのアドレス等の情報につきましては、サイト会社によりまして、その情報の取扱い規程が違っているところもありまして、現状全てのサイトで情報発信できている状態ではない、一部のサイトのみ、その他、発信を行っている状況でございます。

メールのアドレスの情報については、サイト会社が集めているという形になっておりますので、市が直接のアドレスを、今、全部預かれるといたしますか、提供いただけるという状況でもありませんので、今現在はサイトを介して情報の発信をしている状況でございます。

これにつきましては、よりタイムリーに情報発信できるように、今、サイト会社のほうとも協議を進めておりまして、今年度中に全ての皆様に情報発信ができるように、ちょっと試験的にシステムを運用するということを試そうかなというふうに思っています。

その結果をもちまして、またその来年度以降はですね、より積極的に情報が発信できるように、サイト会社と協議を進めていきたいというふうに考えております。

ちなみに、今現在ですね、情報発信につきましては、2,500から3,500件、月とかによって大分変わるんですけども、平均して3,000件程度の方には情報発信ができています。

以上です。

○議長（中村 敦） 江田議員。

○13番（江田邦明） 関係人口という言葉と一番つながっていくのが、私の中でこのふるさと納税をされた方かなと思っておりますので、現在3,000件の情報提供というところを1万2,000件につなげられるよう、引き続き取組を進めていただければと思います。

もう1個、関係人口の先ほどK P Iというような数値があるかというような質問をさせていただきましたが、他の自治体の取組ということで、関係人口の登録制度、準市民制度であったり、ふるさと住民制度、またはふるさと住民票制度といった取組をされている自治体がございます。

姉妹都市である沼田市においても、平成13年、2001年にこの制度を発足させ、当初は3,500人ほどの登録があり、今現在も1,000人弱の登録があるというような、ホームページでの記載がございました。

ここに住んでいなくても、住んでいる方と同じように下田市を愛していくというような理念の下での制度かと思われま。

また制度の中では情報発信であったり、市内施設の入場優待券、特産品の抽せんプレゼント、協賛店のサービスの利用、また行政への意見参画などが行われているとされております。

ぜひとも新しい総合戦略をつくっていく中で、この関係人口を進めていくに当たってのK P Iとして、また、ふるさと納税とは違う、同じような趣旨での下田を愛する、住民票がなくても下田市と一緒に進んでいくんだというような気持ちを持っていただく、準市民制度の取組について、今後どのようなお考えがあるかについて、可能であればお聞きさせていただきたいと思ひます。

○議長（中村 敦） 企画課長。

○企画課長（鈴木浩之） 関係人口のいいところといいますか、期待するところにつきましては、単純に観光で来た観光客の皆さんが、いきなり定住というところに結びつく、そのハードルの高さを、2地域居住ですとか、ワーケーションですとか、複数回の訪問ですとか、あるいは先ほど市長からありました「ことづくり」の中で、下田にたっぷり触れてもらう、そういうことの繰り返し、積み上げの中で定住に結びついていただけるのかなと。そこ

は関係人口のよさかなというふうに思っています。

そのためには、一度来たお客さんを2回目、3回目というふうに、やっぱり来ていただくためには、ある程度データベースとか、御本人の思考とか、要望とかニーズですね。本当はそういうところまで踏み込んだ形で情報を提供していくことが、階段を上っていくことにつながるんだろうというふうに思います。

ただ、なかなか予算とか人ですとか、いろいろ制約がございますけども、情報については、今後ITのDXとかですね、様々な技術のほうの進歩もございますので、そういう中で、そういう情報提供について、きめ細かな対応ができるように、課内でもしっかりと検討をし、次の戦略等に位置づけることができるように検討していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（中村 敦） 江田議員。

○13番（江田邦明） 準市民制度であったり、ふるさと住民票制度については、姉妹都市であります沼田市も取り組んでおります。下田市の住民の方が沼田市の準市民制度を使うということも、市の姉妹都市ではないかと思えますし、ふるさと住民票制度については、一定のルールに基づいて、一般社団法人構想日本というところが10の自治体と5,000人のふるさと住民票制度登録者ということで取組を進めておりますので、ぜひとも下田市の中でも御検討いただければと思います。

次に、「ひと」に関わる最後になります。

下田市役所内の「ひと」、組織についてというところでございます。

令和8年から第8次定員適正化計画の策定に向けて、今後、庁内での協議が進められていくものかと思われます。

一定の基本的な方針として、お尋ねしたいのが、7次の最終目標でありました242人に対して、今後DX等で次の計画の期間、最終的には人を増やしていくのか、減らしていくかというところで、7次の場合の基本方針は、削減ありきでない定員適正化の推進とされておりましたが、庁舎も一つになっていくというところで、どのような基本方針を現在考えているか、お尋ねさせていただきたいと思います。

○議長（中村 敦） 総務課長。

○総務課長（須田洋一） 増やすのか減らすのかというところかと思えます。基本的には数字的に人口も減っていきますので、これを増やしていくということはなかなかないのではないかと思いますけれども、最終的には策定は令和7年度となります。そこについては予断を持

たずに、そのときに適正な数字を4年、5年になるか分からないですけども、そのところで決めていきたいと思います。

ただ、今現在思うところで問われれば、増えていくということはないのではないかとこのところでございます。

以上です。

○議長（中村 敦） 江田議員。

○13番（江田邦明） 職員さんの立場とすれば、市民の方のニーズも増えておりますし、それぞれの市民の方の環境もこれまでと違ってきておりますので、いきなり減らすというようなことも業務を遂行していく中で、大変難しいものではないかと思っておりますので、庁舎が一つになったときにはどのような効率化であったり、デジタルトランスフォーメーションですか、そういったものを明確に計画として示していただき、職員の方もそして市民の方も将来の下田市に対して、職員数が減っても適正な行政サービスが受けられるというような計画を示していただきたいと思っております。

次に、機構改革の点で、私のほうから二つ市民保健課の現状と生涯学習課の現状に照らしてどのような御検討ということで質問させていただきました。

市民保健課につきましては、1人の課長で6系の分掌事務を全て把握していくということは、これまでの議会答弁等の中でも少し難しいのかなというところで質問させていただいた次第でございます。市民保健課の2課制についてどのような検討状況があるか、お尋ねをさせていただきます。

○議長（中村 敦） 総務課長。

○総務課長（須田洋一） 市民保健課のことでございます。

今御指摘のとおり6係ということになってございます。そのうち二つの考え方ありまして、一つは子供子育ての部分がこちらのほうを一つに統合して、これは市民保健課だけではなくて、福祉事務所とか学校教育課とかそういったところもあろうかと思っております。

ただ、これもまだ最終的に協議整うというか、検討の最終段階とかということではないもので、担当課長同士でお話をさせていただいているという程度というふうに御理解を願えればと思います。

ここから先は、まだその中にも入っていないんですけども、そうすると当然市民保健課の中で子供子育ての部分に関する部分だけを減らしても、何だ健康づくり係の一部がという程度になってしまいますので、そうすると今度は介護であるとか、包括支援センターといっ

た高齢者部門等のことをまた考えなければいけないとは思いますが。その辺について同じような高齢者福祉政策を持っている福祉事務所とか、そういったところとの統合とまでは申し上げられませんが、そういったものをまた考えなければならないということで、協議は年々に進んでおりますけども、まだ皆さんに御披露するような段階ではないということでございます。

以上です。

○議長（中村 敦） 江田議員。

○13番（江田邦明） 機構改革だったり組織改正というものは、やはり時代のニーズであったり、市民の皆様の要望に合わせてより効率的で総合的に運営できるような体制づくりというものが不可欠かと思われまふ。恐らくトップダウンというか、首長の思いでの組織改正であったり、業務の中からボトムアップでの組織改正というものは二つのパターンがあるかと思われまふ。

スポーツ推進に関して言えば、サーフタウン構想であったりスポーツツーリズムなど、これまでの市民生活に求められるスポーツ振興とまた違った視点でのスポーツ振興というものが、ここ数年下田市では計画を進めているところでございます。

生涯学習課がございませう教育委員会については教育長の下、様々な会議でこのような政策の決定がされると思われまふが、一方で、政治と切り離した中でのこういった組織の中で、スポーツを切り口にしたまちづくりという部分では、やはり市長をトップとした市長部局の考えの下、こういった政策を総合的に進めていく必要があるかと思われまふが、1期目の任期の中でサーフタウン構想を掲げられた松木市長としては、どのような在り方がよりよいかと思われまふか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（中村 敦） 市長。

○市長（松木正一郎） 質問がちょっとあまりにも漠然としているもんですから、答え方もちょっと同じように抽象的になってしまうかもしれないんですけども、スポーツというカテゴリーの中に、例えば野球とかサッカーとかそのフィールド、運動場を必要とするものがあります。バレーボールとかコートが必要とするとか。残念ながら賀茂の南にはそういった施設が不十分でございませう。

一方で、サーフィンとかそういったものは、自然そのものがフィールドであって、そのフィールドが優れているというふうには評価されているのは、この町の特徴です。

ですから、そういった今あるもう既にここに備わっている自然を生かして、このスポーツ

を振興することができるんだとすれば、私たちにとっては言ってみればコスパが高いというふうを考えられます。それは行政としてはそういったところを積極的に伸ばすべきであろうということで、サーフタウンあるいはそのライフセービングの設置と、こういうふうなことを推奨しております。

そのためには、その場所だけではなく、人とそれからその人と場所が合わさった、例えば大会のようなイベントと、それとソフトウェアも必要になってくると思います。そうしたことについてこれまで行政組織の中で詳しい部局というものはなかったものですから、そこで地域おこし協力隊の人を、そういう人を募集しまして、今来ていただいております。

こうしたことで、この町が今まで未開拓であった分野に対して扉が開かれて、それで、どういったことをすればもっともこの町のブランド力が上がるかということについて、検討して前に進んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 総務課長。

○総務課長（須田洋一） 今議員がおっしゃった市長部局へというお話につきましては、県であるとか、あとそれから東部の11市、それから賀茂の5町のほうを見ても扱いはそれぞれ分かれていて、分かりやすく言えば小さいところでは、また教育委員会のほうで入っているところが多いなというふうに見受けられます。

ただ、その中でもスポーツだけを特出しというか、市長部局へ持っていったところもあれば、文化は文化、スポーツはスポーツで両方を市長部局に持ってきているところとかいろいろあるかと思えます。今こちらのほうではそういったことで、市長部局へ持ってくるという方策を打ち出してもいないし、まだ検討にも入っていないところではありますけれども、今後も他市の状況を見て、そちらのほうが効率的であるということであれば、正直言ってあまりこれ以上課を増やすと、またいろいろと人等の扱いもあって、また大変なのかなというところはありますけれども、またそういったところで効果的な政策といいますか、調整ができればやっていきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（中村 敦） 江田議員。

○13番（江田邦明） 「ひと」の点について、多種の質問に対しましての御答弁ありがとうございました。

やはり、この4年が本当に契機かと思っておりますので、ぜひとも今回の質問の内容についても

御検討いただければと思います。

次に、「もの」についてというところで、あずさ山の家のことについて、これまでも様々な民間の活用という検討があったということですが、なかなか結果に結びついていないというところで、この結果に結びつかなかった要因の一つとして、条例が残ってるからというような考えも一方で持たなければいけないのかと思います。

令和4年、令和5年度の主要な政策の成果、決算にございます主要な施策の成果であったり、施設評価調書のほうには、「担当課自体のほうでも条例を廃止し、普通財産として多様な利活用を検討していくことが必要と思われる」という表記がございます。この表記も2年連続で同じような表記ということは、何かこの条例を廃止できない理由があるのかと思いますが、その点について御説明をいただければと思います。

○議長（中村 敦） 産業振興課長。

○産業振興課長（糸賀 浩） それでは、これまで条例廃止の提案に至らなかった理由という御質問でございます。

これまで先ほど議員言われたように、民間事業者の視察受入れにおいて聴取した意見であったり、施設建設に当たって活用した県の補助金の返還対象期間が令和4年度末となっていたというところもあり、今後のその施設の在り方等について、町内の公有財産活用検討委員会にて協議・議論を行った経過がございます。

その議論の結果として、廃止とした場合の施設の活用の方向性、目的等について決定を明らかにして、その後に廃止手続を進めるのが望ましいというような結論となったことから、以降、先ほど言ったような民間事業者の視察の受入れを行いながら、新たな活用のその方向性、目的等について模索をしてきたというところでございます。

以上です。

○議長（中村 敦） 江田議員。

○13番（江田邦明） 私が考えるには、条例については廃止されない限りその効力が有するものと考えております。

ですので、条例については定期的にその目的に沿った必要性であったり、有効性、また法令の改正等によります適法性、また効率性、デジタル化に伴います効率性等の観点から、常に点検・見直しの必要があると考えます。

決算審査等の中でも私が委員であったときは、3年以上条例の廃止について指摘をしているところがございますが、あくまで後利用が決定してから条例廃止という考えなのか、再度

お尋ねをさせていただきます。

○議長（中村 敦） 産業振興課長。

○産業振興課長（糸賀 浩） 先ほど言ったようなこれから具体的な民間活用という手法等を検討していくに当たっては、その民間の事業者から広く御意見いただいたり、提案をいただいたりというようなことも必要となってきます。

そうしたこと場合には、施設の今の目的をもっと外して、もっと自由な発想でというところでの提案とかも必要となると考えてますので、条例の廃止というところも視野に入れて、まずその募集等を行う仕組み、そういうことをやっていきたいというふうに考えております。

○議長（中村 敦） 江田議員。

○13番（江田邦明） 行政財産という考え方の相違かと思われま。また今後、一般質問や各種補正予算、決算審査の中でも意見をさせていただきたいと思います。

次に、お金についての御質問をさせていただきます。

この点については、担当課長のほうから近隣自治体の御説明があったところでございます。ここは施策的な方針ということで理解をさせていただきました。

一方で、政治的な方針、やはり税を増やしていく、徴収の相手が市民ではなくても税を増やしていくということは、選挙前ではなかなか言いづらいことでもあるかと思いますので、今朝の静岡新聞の記事のほうにおいては、伊豆市も現在そのような取組を新たな観光まちづくり推進計画と合わせて検討していくというような菊地市長のコメントの記事がございました。

法定外目的税については、私も令和2年から一般質問を通じて提言させていただいているところでございますが、再度政治的な施策として松木市長の中で観光に特化した財源をいかに確保していくかということについて、お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（中村 敦） 市長。

○市長（松木正一郎） 非常に重要なポイントだと思います。今回の議会の中でもほかの議員さんからも、確かこれに関連した御質問があったような気がいたします。

私たちはこの町をマネジメントするに当たっては、歳出をどうやって最小限に抑えるかということと同時に、歳入をどうやって確保するかということが重要です。

ちょっと長くなるかもしれませんが、昔はお店というのがそれぞれの町にあって、それぞれの町の人はそのお店に行って物を買って、そしてその店はそれを売ることによって、利益を得るし、税金も納めていたんです。

それが20世紀後半において、その大型店が地方にいっぱい現れて、地方のロードサイドショップとかって言ったりするその幹線道路沿いに大型店が現れて、消費者たちが、私たち市民ですが、つい安くて何となく見栄えのいいそういうところに行ってしまう。そういうところで購入すると、小さな町の店がなくなっていくわけです。大きなところの収益というのは、東京のほうに行く仕組みになってるわけですね。何とかホールディングスとかそういったところになってますので、残念ながらそういうコンビニとかチェーン店とかそういったところで私たちは消費すればするほど、実は重要な消費に伴う様々なお金の流れが東京に吸い上げられるという、こういう仕組みになってしまっているということですね。

これは大きなもの、大きなものというか付加価値の高くて大きな買物になればなるほどその傾向が多くて、強くて、それでさらに近年はG A F Aに代表されるような、そのアマゾンのようなああいったもので、本であっても何であっても我々はポチっとインターネットでつい買ってしまう。こういうふうにしてしまうと、私たち消費者が知らないうちに、実は町の力を奪ってしまってるわけなんです。こうしたことは、やっぱりその地方の町の持続可能性ということを考えたとき、実はすごく重要なことなんです、あまり議論されてないんですよ、どこでも。

私が繰り返し申し上げているこの町の魅力を上げるというのは、個店が小さなお店それぞれがその人と人柄とか、その人とのコミュニケーションとか、地域の中での存在とか、そういう意味でちゃんと回るようにすると、そして、この町というものが未来につながっていくようにしなければならないというふうに私は思うんですね。

都会のベッドタウンみたいなどころと、やっぱこういう地方の町は違うと思うんです。ベッドタウンは人が住んでるだけで、住民税で結構回るというのがある。大都市はさっき言ったように、経済がそういう仕組みになってるので、ガンガン回る。

ですけど、地方は知らないうちに、実は自分で自分の足を食べてしまってるような、そういったことに経済的に陥ってる。東京一極集中というのは人の移動だけではなく、実は富の移動も残念ながら20世紀後半から急速に進んでいるというふうに思います。

こうした中で、歳入を上げるためにどうするかというので、直接的に新しい税をつくるというのは一つの手法でありますので、当然前向きに検討すべきであろうと思います。その検討に当たっては、その影響を受ける方々の声をしっかり聞いた上でやっていかなければならない。安易にやっていけないというふうに思いますけども、それも大事なことなのでやりたいと思います。

そのほかにもいろいろやらなければいけないことがあると思います。歳入の確保については、これもこの町の魅力を上げることがまずは大事だろうと。そうやってるうちに、ここでの消費が増えるというふうにしたいというふうを考えております。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 江田議員。

○13番（江田邦明） 本来であれば政策と財源がセットで提案されると、議会側も市民の方も理解が進んでいくものなのかなと感じるところでございます。

難しければ答弁は求めるものではございませんが、少し一般質問の趣旨質問の中でグローバルC I T Yプロジェクトの拠点整備という文言に触れさせていただいておりますので、この拠点整備自体の概算の費用をどのぐらい見込んで、どういった財源を元に今後計画をされているお考えがあるのかというところを、市長にお尋ねをさせていただきます。通告外ですので。

○議長（中村 敦） 企画課長。

○企画課長（鈴木浩之） 現在の状況のほうを私のほうからお答えいたします。

グローバルC I T Yプロジェクトに関しまして、駅前にそういう拠点を設けたいというのは施政方針から市の方針として提示をさせていただいております。同時に伊豆急下田駅前の再整備につきましては、従来駅前全体という中で進めてきたところございまして、市役所の跡地利用につきましても伊豆急駅前全体の中で検討しますというお答えをずっとさせていただいております。

ただ、伊豆急駅前全体の動きが関係者が多かったですとか、いろんな法規制、様々な計画等の整備が必要ということでちょっと今滞ってるところもございまして、その反面一方で市役所が新築棟の工事も着工が決まりまして、令和8年度の用途廃止が決まってきているという状況の中で、駅前の中の市役所の跡地についても、本格的にと言いますか、しっかりと議論しなきゃなんないそういう状況になってるというふう考えています。

そういう中で、今回の補正予算のほうでも計上させていただいておりますけれども、改めて駅前のあの場所に市役所がなくなるあの場所に、市としてグローバルC I T Yを推進するための拠点機能を設けたいというところの、まずは機能ですとか役割ですとか、そういったものを検討するための予算のほうを計上させていただきます。それはあくまでも跡地を使うですとか駅前に何かを創るという具体的な計画ではなく、まず市役所がなくなることによって、あそこに今後期待、グローバルC I T Y拠点の機能役割、そういったものを整理するた

めのものを一回取りまとめをいたしまして、その計画を持って改めて駅前全体の中でどういう施設がどの場所に創ることが適当なのかという議論に結びつけたいなというふうに思っておりますので、現時点におきましては具体的な箱としての事業計画のほうはまとまっておりません。まずは機能・役割を整理をし、それは駅前の中でどうあるべきかという議論をした中で、具体化のを進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中村 敦） 江田議員。

○13番（江田邦明） 通告外に関する質問への御答弁ありがとうございました。

庁舎建設の基本計画等の中にも、跡地であったり、残った建物を壊すというような表記もございますので、丁寧な説明を踏まえながら、今後の有効活用について議会または市民の皆様にご提示をいただきたいと思っております。

最後に、「ことづくり」ということで、私がどちらかという具体的な何を実施したら、どう改善されるというような方向でいろんな活動をしておりまして、またこの「ことづくり」について市民の皆様と共通の認識で理解したいということで質問をさせていただいているところでございます。

これまでの「ひと・もの・かね」、「ことづくり」についての趣旨質問、再質問に対する答弁を踏まえますとつながる、また関係人口というものを増やしていくために「ことづくり」を進めていくというような認識なのかなというふうに、私は理解させていただきました。このことをより深く皆様で理解できるように、仮に年間消費額という観点で、関係人口がどのように影響してくるのかという視点で御質問をさせていただきます。

一般的に定住人口1人の年間消費額が120万とすると、インバウンドの外国のお客様はその1人分の消費額を8人で消費すると言われております。国内の宿泊の方であったら40人でするので1人当たり3万円、日帰りの交流客数であれば80人としておりますので、約1万5,000人の消費額ということなので、定住人口が1人減った場合、インバウンドのお客様を8人増やせばいいというような概念になってくるかと思いますが、先ほどのふるさと住民票制度と関連視点になりますが、関係人口が1人増えた場合、逆に言えば定住人口が1人減った場合、関係人口何人増やせばこれまでと同じような先ほどの経済の循環というような観点で、市内経済に影響しているかどうかというところをもし分析等ありましたら、御答弁いただきたいと思っております。

○議長（中村 敦） 企画課長。

○企画課長（鈴木浩之） 最後の最後の答弁にすみません。今現在すみません具体的な数字は持ち合わせておりません。申し訳ありません。

○議長（中村 敦） 江田議員。

○13番（江田邦明） 最後に、要望という形になってしまうと思います。よくものへの投資からひとへの投資というような言葉が聞かれるところでございます。子供計画の策定であったり、時期の子供子育て支援計画の策定をしていく中で、やはり子供ファーストではございませんが子供中心の社会、また子供を中心としたまちづくりというものが求められているのかと思われまます。そういった取組を進めていくことが、消滅可能性自治体からの脱却であったり、出生数の増加、出生率の改善につながっていくものかと思われまます。

本議会にも議案として提出されておりますこども計画を策定の際に再度、将来人口ビジョン、総合戦略をつくっていく上で、子供計画をどうしたらいいかという視点で、この計画の策定に当たっていただきたいと要望を申し上げ、本一般質問を終わらせていただきます。

○議長（中村 敦） これをもって、13番 江田邦明議員の一般質問を終わります。
ここで休憩します。

午後 2 時 8 分休憩

午後 2 時 20 分再開

○議長（中村 敦） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

○1 番（柏谷祐也） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

次は、質問順位 3 番、1. 外国人と共生する社会に向けた取組について、2. 広域ごみ処理事業の施設規模の見直しについて、以上 2 件について。

3 番、浜岡孝議員。

〔3 番 浜岡 孝議員登壇〕

○3 番（浜岡 孝） 清新会の浜岡孝でございます。

通告に従いまして、大きくは 2 点について質問をいたします。

まず、第一のテーマとして、外国人と共生する社会に向けた取組についてです。

日本全体で観光で来日される外国人は今年 7 月までに 2,000 万人を超えて、これまでで最も多くなっているとのことでした。まだまだ東京や京都などの主要観光地への集中が見られますが、伊豆地域への外国人の来訪も確実に増加していて、この夏も多く外国からの旅行者に来ていただいていることを皆さん実感として感じていらっしゃるのではないのでしょうか。

観光で来日される外国人は増えていて、インバウンドの経済的価値の増大を図ることは国としても取り組んでいるところでございますが、一方、別の視点から、日本に在留する外国人についても、法務省の出入国在留管理庁いわゆる通称入管庁によりますと、昨年12月末の時点ではおよそ341万1,000人で、前の年の同じ時期に比べて33万6,000人、11%増えて過去最も多くなっており、総人口に占める外国人比率は約2.7%となっています。

下田における外国人在留者は370名ほどで、少しずつ増えてきていると理解していますが、現在人口に占める割合は約1.9%ほどとなっています。全国平均よりは低い状況となっているわけでございます。

地方都市の一部では外国人の居留が集中して社会的に問題を招いているとの報道もありますが、私はグローバルCITYを標榜する下田市においては、まだまだ外国人の居留を進めてもよいのではないかと考えているところでございます。

下田においても、働き手が不足して事業展開に制限が生じてしまっている、その実態を見聞きます。私は医療福祉関係に近いので、特に介護の現場で人手が足りないことを実感しています。労働力不足への対応としての考え方としては、まずは高齢者や女性など日本人の働き手を増やすように努力すること、また、現在働いてくれている方の生産性を上げて対応することなども当然取り組まなければならないと考えますが、それだけでは対応し切れない現実が今、目の前にあることも事実だと思います。

国としても、急激に進む人口減少による働き手の不足を補うためにも、外国の方に来日していただき、観光だけではなく、日本に住んでともに暮らす社会を志向しています。

本年、令和6年6月いわゆる出入国管理法の改正が国会で可決成立しました。この法律の一つの柱は、不法滞在者の扱いを義務厳格化するもので、これまでは、難民認定を申し出ると、本国への送還手続を止める制度でしたが、在留資格を失った外国人が難民申請を繰り返して、本国への送還手続を止めさせて、日本での滞在の延長に利用する点が問題視されてきました。

今般の改正ではこれを改めて、送還手続を止められる申請を原則2回までと決めました。入管当局は相当の理由のある資料が提出されない限り、3回目の申請を認めず、強制送還の手続に入るとしています。この点については、メディアでも大分報道されていたのでお聞きおよびの御存じの方もおられると、多いと思います。

しかし、いわゆる入管法の改正にはもう一つの柱があります。

これはこれまでの技能実習制度を発展的に解消して、育成就労制度を創設することです。

技能実習制度は技能を移転することにより、国際貢献をしようとして創設されたもので、途上国への技術継承が目的で、制度上、労働力ではありませんでした。

一方、創設される育成就労制度は、日本の発展のための人材育成と人材確保を目的とした制度になります。技能実習制度では、実質的には労働力として技能技術実習生を受け入れていたところですが、それが問題であったことから、新しい育成就労では外国人が日本で就労しながらキャリアアップできる分かりやすい制度を構築して、長期にわたって日本の産業を支える人材を確保することを目指すための制度になったことが大きな違いです。

また、それに合わせて在留資格の育成就労というものを取得するものが設けられたんですが、その取得するためには日本語能力試験を受けて、一定レベル以上の能力を備えないとなくなりますので、これまでの技能実習より日本語能力が高くなることが期待されます。

細かな制度の説明は割愛しますが、国としては生産年齢人口の減少に危機感を持って、外国人の皆さんに来てもらって手伝ってもらうことで、生産性を維持しようとする制度変更を進めています。

私は、このような国の制度の変更を是とし、下田市においても市の発展につながるような日本語能力が高く、専門性を持った外国人の方々とともに働き、暮らす社会づくりに積極的に取り組んでいくべきではないかと考えるところでございます。

そこで質問でございますが、一つ、下田市における外国人在留者の状況はどのようになっていますでしょうか。総人数、国別人数、在留資格別についてお示しいただけますでしょうか。

一つ、下田市において外国人居住者がいることによる問題が何かしら起こっている実態はありますか。

一つ、グローバルCITY下田としては、インバウンドの観光客を増やすだけでなく、下田で働き暮らす外国人を増やす方向性での取組の是非など、外国人の人たちとどのように共生していくか。下田において、どれくらいの外国人の方々に来て働いてもらうのがよいか、一度皆で考えてみることも必要ではないかと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

続きまして、2番目のテーマでございます。

広域ごみ処理事業の施設規模の見直しについてでございます。

さきの市長選挙においても争点の一つとなりました南伊豆地域広域ごみ処理事業について、市民の将来負担を軽減するためにも、施設規模の見直しを検討することを提案したいと思います。

現在の計画では27トンの炉を二つ創って54トンの処理量として運用していく案になっていますが、果たして本当にそれだけの規模が必要なのか、改めて見直してみてもいいでしょうか。

見直しの視点は、次の2点です。

見直しの視点のまず一つ目は、ごみの量を削減することです。

これは、これまでも取り組んでいるところでございますが、新たな技術が出来上がりつつあります。新たな技術の発展により、燃やさざるを得ないごみの量を大幅に削減することが可能になってきていると考えております。目の前にある最新技術を取り込み、計画を修正することは、我々の進歩のためにも避けて通るべきではないと考えます。

どのような技術かといいますと、ERS (Environmental Recycling System) というふうに言われているようでございますが、日本語で表記しますと急速発酵乾燥資源化装置、急速に発酵させて乾燥させて資源化させる装置という技術開発でございます。これが大変進んできているということでございまして、ERSは設置場所の周辺に生息する微生物、これを活用してごみを1日で殺菌、発酵、乾燥して資源に変える装置システムのことです。現在南伊豆町で行われたERSの実証実験では、ごみを半減させることができたとのことで、良好な結果が得られています。昨年、一昨年に行われたようでございます。

ERSの特徴としましては、一つ、食品ごみ等プラスチック類の事前分別が不要、分別する必要がないと。混在したまま装置に挿入できること。

二つ目に、処理工程の全てにおいて、悪臭や排水を出さないということでございます。

私も実際に南伊豆町に行きまして、もういろいろ見せてもらったり、匂いを嗅いでできましたが、いわゆるごみの悪臭、生ごみの悪臭等はしませんでした。

三つ目、低水分で均質なバイオマス燃料を生成することができる。乾燥化させるわけでございますから、水分量が少なく、バイオマス燃料として非常に高品位なものができるということでございます。

4番目、プラスチック類は水分や食べかすなどの付着物が取り除かれて良質なRPF、RPFというのは紙やプラスチックを主な原料として、質の高い固形燃料にするということでございますが、そのようなものができるということでございます。

五つ目、水分や燃焼カロリーが安定しているため、燃料利用時には焼却オペレーションが容易といったことが指摘されていると、このような特徴を持ったというERSでございます。

これまで廃棄物として処分されてきた都市生活ごみ、オムツ、し尿、汚泥、家畜のふん尿、野菜くず、食品加工残渣、産廃食品、建築廃材、街路樹や山の選定した枝、刈った草、雑木などを無駄せず、貴重な未利用資源として活用することで最大限に地域の環境効率性を高め、循環型社会の構築に貢献させることができるものと聞いております。

特に今後は、大人用の紙オムツのごみの量が増えていくことが確実とされていますが、南伊豆町ではその減量化に向けて社会福祉法人と共同してE R Sによる処理を行ったところ、ふん尿の匂いも消して、多くを占める成分、これは尿はほとんどだと思いますが、この水分を取り除くことに成功しております。

この成功を受けて、静岡県が南伊豆町の取組を評価して、補助事業として採択して、2,000万円の事業費がついたと南伊豆から聞いておるところでございます。

このような先進的な好事例の技術を取り込んで、大幅にごみの量を削減することを積極的に進めてはかがかかるところでございます。

焼却炉のサイズを考え直すための第二の視点は、広域事業の範囲の見直し、再検討という視点でございます。

見直しの視点の二つ目としまして、広域事業の体制を見直してはかがかかということを挙げさせていただきます。現在、1市3町で構成する一部事務組合で検討を進めていますが、東河すなわち東伊豆町と河津町も巻き込んで、1市5町で総合的な対応をすることを検討できないかということをご提案したいと思います。

ただし、必ずしも一部事務組合を組み直すことを前提とするものではありません。総合的な緩やかな連携も検討の範囲だと考えているところでございます。工夫をして何か取り組むことができないかということをご提案したいと思います。東伊豆町と河津町で現在運営しているエコクリーンセンター等は、ごみ処理能力が日量60トンあるということでございますが、実際にはその半分の30トン程度しか利用されていない状況であるとのこと。

また、東河のこの施設はまだ比較的古くなく、延命化工事をすれば、少なくともまだ取りあえず15年は利用できるかと聞いております。

東伊豆町、河津町の両町にとっても使っていない処理能力を有効活用して、それなりの利用料という対価を得ることができるようになれば、双方にとって喜ばしいことになるのではないのでしょうか。

ごみの削減が具体的に想定できる技術・システム技術を導入することで、南伊豆地域広域ゴミ処理事業における施設規模を小さくして、さらに能力を超えるごみを処理しなくてはな

らなくなった場合であっても、エコクリーンセンター東河を利用させてもらうことで、セーフティネットを張ることができるのではないかと考えます。

私はこの案を検討するに値するものだと考えておりますが、いかがでございましょうか。そこで質問でございます。

一つ、下田市でもERS技術を取り込むべきだと考えますが、いかがでしょうか。ERSに対する評価をお教えいただきたいと思えます。

ちなみにERSについては、令和4年の9月定例会で沢登議員が、その取組に関して質問していましたが、記録を見る限り当局からの答弁はございませんでした。改めてお考えをお聞かせいただきますようお願いいたします。

一つ、東伊豆町、河津町とエコクリーンセンター東河の利用に関して話合いを進めてもよいのではないかと考えますが、検討してみる考えはありませんでしょうか。将来的には1市5町全体でゴミ処理を考えると来ると思われますので、将来を見据えても検討を進めてもよいのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

一つ、南伊豆地域広域ごみ処理事業として54トンの炉の新施設の新設整備をする案となっておりますが、ごみ減量化とセーフティネットを利用できる環境を整備することにより、例えば30トン程度に半減させることができるのではないかと考えられます。

言うまでもなく、大きな施設は当初のイニシャルコスト、この建設に関してもお金がかかりますし、その後の大きなメンテナンスなども必要経費も大きくなればなるほど多くかかるものと思われます。小さくて耐えられるものであれば、小さいに越したことはありません。改めて計画の見直しを検討してもよいのではないかと考えますが、いかがでしょうか。一度検討してみることをぜひお願いしたいと思えますが、そのようなお考えはありませんでしょうか。

以上、大きくは二つのテーマについて質問を申し上げました。御答弁のほどよろしく願いいたします。

議長（中村 敦） 当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（松木正一郎） 議員御質問の大きく分けて2点、そのうち広域ごみ処理に関して、私のほうから主な考え方について御答弁申し上げます。

現在私どもが進めております事業は、周辺の町の皆さんと一緒に検討してきました広域ごみ処理基本構想、これにのっとり進められております。そこでは、ごみ処理の安定性、経

済性、効率性など、さらには災害時の対応なども総合的に検討した結果、現在の処理方式を決定したところでございます。

一方、議員御指摘の南伊豆町のERSについて、現時点では企業による実験段階という位置づけというふうに聞いております。とはいえ、今後こうした技術革新について注視することは、非常に重要であるというふうに考えております。もしも、本当にそれが実現可能であるならば、私たちは立ち止まって考え直さなければいけないというふうに思います。とはいえながら、現時点では、今までのことが最も現実的な最適解であるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 市民保健課長。

○市民保健課長（吉田康敏） 私からは一つ目の外国人と共生する社会に向けた取組のうち、下田市における外国人在留者の状況についてお答えさせていただきます。

下田市の住民基本台帳に登録されております外国人の状況については、主要な政策の成果131ページにもお示ししたとおりですが、令和6年3月31日現在で31か国、367人の方々が下田に在留されております。

国別では、DPAが締結されている3か国、ベトナム、フィリピン、インドネシアの方々ですが、121人が全体の33%を占めており、以下、中国、ネパール、韓国、ミャンマー等の順になっております。

人口に占める外国人の割合は、平成中期に0.7から0.8%の割合で推移していましたが、令和元年度に1%を超え、令和5年度は1.84%となっております。

次に、在留資格につきましては、前提として市町村は法務省から法定受託として届出の受付のみを行っているため、細かな区分や内容まではちょっと不明なんですけど、最も多い在留資格は永住者で27.8%、次に技術、人文知識、国際業務で22.6%となり、両資格が全体の半数を占めております。

続いて、技能実習、日本人の配偶者等、特定技能・特定活動等順に続いている状況となっております。

私からは以上となります。

○議長（中村 敦） 産業振興課長。

○産業振興課長（糸賀 浩） 私からは、下田に居留して働いてくれる外国人を増やす方向での取組についての御質問にお答えを申し上げます。

本市におきましても生産年齢の減少によります労働力不足が課題となっており現在、移住就業支援補助金等の実施により国内人材の確保に努めているところでございます。日本の総人口が減少している中で、国におきましても外国人材の活用を含めた人材確保について議論されているところでございます。

育成就労制度など、国の動向を注視しながら、地域産業の担い手確保について地域経済団体等の意見を伺いながら検討してまいります。

私からは以上です。

○議長（中村 敦） 企画課長。

○企画課長（鈴木浩之） グローカルC I T Yプロジェクトのワーキンググループでは、市内在住の3名の外国人の方にも検討の委員に入っただき、多様な視点の下、検討を進めてきたところでございます。

グローバルシティ下田の実現のためには、人種、性別、言語、文化等の違いを認め合い、一人一人の個性を生かすダイバーシティ・インクルージョンの推進が重要との提言もなされているところでございます。

こうしたことを経て、令和4年度に策定をしましたグローバルC I T Yプロジェクト基本方針におきまして、単にインバウンド旅行者ということだけではなく、教育、交流、産業、まちづくりと幅広い分野での取組を掲げ、外国人の皆様とつながる事業を推進しておりますので、引き続きこの取組を広げていきたいというふうに考えております。

また市では、下田市振興公社が実施をしております外国人のための生活相談事業や日本語教室などの国際交流推進事業に対し補助金を出し、在住外国人の皆様の生活の支援を行っているところでございます。

外国人の方を含む誰もが生活しやすい環境づくりを進めていくことで、グローバルな町につながっていくものと考えております。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 環境対策課長。

○環境対策課長（鈴木 諭） 私からは広域ごみ処理事業に関する御質問の2点目、3点目、主に東伊豆町・河津町との連携、クリーンセンター東河の利用であるとか、南伊豆広域ごみ処理事業の整備との連携と申しますか、環境の整備ということで御質問いただきましたのでお答えを申し上げます。

この広域化・集約化の議論というものが、国から発出された通知を基に各都道府県で県内

をブロック分けして、広域化あるいは集約化について検討をするということで、賀茂地区内におきましても、平成10年度頃からこの検討というのが始められてきております。

しかしながら、当時から施設の供用年数であるとか、つまりその残存寿命の違いであるとか、処理規模、処理場の位置など数多くの課題があるということで、当時から東河2町それからそれ以外の下田市、東河3町という枠組みで、広域化というものが検討をされてまいりました。

現在の計画につきましては、令和4年の3月にこの静岡県一般廃棄物処理広域化マスタープランというものが策定されておまして、この中で賀茂地域の広域化というものの方向性として、令和13年までに南伊豆地域の1市3町と東河環境センター、エコクリーンセンターの2施設、その後、令和34年2052年になりますけれども、この頃までには賀茂地域1市5町での広域処理を進めるというような形でプランが示されております。

東河との集約化というものについては、今後南伊豆地域の広域処理の次のステップとして、長期的な展望というふうな位置づけをしております。この南伊豆地域の広域化協議は、この県のマスタープランにも沿ったような形で進められておまして、現在の枠組みを構成する4市町でもって組合の規約を制定し、令和5年の1月に県の許可を得て、一部事務組合を組織して業務を推進しているところでございまして、東河環境センターとこの次につながる協議といったような動きは、現状ではまだ起きてはいないところでございます。

以上です。

○議長（中村 敦） 浜岡議員。

○3番（浜岡 孝） 御答弁いろいろとありがとうございました。

まず、外国人の方からまいりたいと思います。

先ほど御説明いただきましたように、367名の外国人が現在市のこの地域に住んでいるということでございますし、就労といいましょうか、在留資格についても御説明いただきました。

その中で2番目、3番目に多いというのは、現在のところの技能実習生というところでございますが、国は技能実習生改め育成就労という資格での在留者を向こう5年間で80万人ほど増やしていきたいというような計画があるようでございます。

恐らく下田においても今後増やしていくというのであれば、この育成就労制度、あるいはその上位であります高度な技術を持った方々のスキル制度がありますけれども、そういうふうな方々ではないかと思っております。

現在下田市における全人口に占める外国人比率は1.9%弱、1.834%程度というふうな御説明がございましたが、ちなみにテレビでも御覧になったことがあるかと思いますが、埼玉県
の川口市にクルド人が大変集中して住んでいるということで話題にもなっていますが、川口
市における外国人比率は7%程度であるということでございます。

また、一般的に外国人が多いことで知られている東京都の新宿区は、12%程度というこ
とでございます。何%ぐらいが日本に住むのが適するののかというのは非常に難しいところ
でございます。下田においても何%がいいのかというのは、これは議論してもなかなか決まる
ものではないかもしれませんが、国としては2070年度には10%が日本に外国人が住むだろ
うというふうな長期総合的な指標を出しているところでございます。

何%がいいか分かりませんが、少なくともまだまだ下田において外国人をもっといても
いいんじゃないかっていうことは言えるのではないかと私は考えておりまして、現状の約370
人を倍増しても問題ないレベルではないかというふうに考えているところでございます。

ある調査によりますと、外国人が増えることで不安に思うことということにつきまして、
「言葉や文化の違いでトラブルになるという恐れがある」と回答した方が34%、「治安が悪
化する」と答えた方が31%。

逆に、外国人が増えることで期待できることとして答えられたのが、「新しい考えや文化
がもたらされる。」「町の活性化につながる」ということでございますね。これが37%。
「人手不足が解消する」ということが19%ということでございます。

当初の質問の中に外国人がいることによる問題は何かあるかというふうなことを質問して
おりましたが、それには特にお答えがなかったかと思いますが、私が聞いているところによ
りますとホテル観光、旅館などで勤めている方が、「外国人の方が住んでいる地域でごみ出
しのルールなどが守られていないというふうな問題が発生している。これも何とかしなけれ
ばいけない」というふうな声も聞いているところでございますが、考えてみましたら、これ
は別に外国人に限ったことではございませんで、日本人もそのようなルールを守らないとい
う方が多くいると思います。

それを解消するためには、やはりそれを指導する地元の人、もしくはその企業単位での指
導もあるかもしれませんが、コミュニケーションをよくすることが非常に大切である
というふうに思っております。

その中で企画課長から御説明いただきました振興公社において相談窓口があって、活動し
ていらっしゃるというふうなことございましたが、実際にどのような相談内容がどれぐら

いの件数で来ているか、お分かりになりましたらお答えいただけますでしょうか。

○議長（中村 敦） 企画課長。

○企画課長（鈴木浩之） 申し訳ございません。手持ち資料ございませんので、後ほど資料提供させていただきます。振興公社から報告が上がってますので、そちらのほうを提供させていただきたいと思います。

○議長（中村 敦） 浜岡議員。

○3番（浜岡 孝） ありがとうございます。失礼しました。

振興公社のほうでそのような窓口あることを、私は勉強不足で知りませんでしたので、今回知ることができて大変よかったですと思います。そういう窓口があることをいろんな方に知らしめて、PRしていただくことも必要ではあるかと思えます。

外国人の方が相談する窓口というのもそれぞれ一応そこがあるということが分かりましたし、そこを活性化させてPRしていければいいのではなかろうかと思えますが、一方で産業振興課長が先ほどおっしゃいましたように、外国人がここで働くための手だてというのも一応取り組んでいらっしゃるということでございますが、例えば今回の入管法の改正に伴うその働き方の入り方ですね、変わっているというようなことを、恐らく事業者・企業の方はあまり詳しく分からないのではないかというふうな気がします。

その辺りを情報提供をしてあげるということ、実際にどのように先進的な取組企業が外国人を使っているかというふうなことも含めて、教えてあげることもいいのではないかと思います。そのような取組を今後されていくお考えはありますでしょうか。

○議長（中村 敦） 産業振興課長。

○産業振興課長（糸賀 浩） この制度改正につきましては、公布から3年以内に施行ということで令和9年に施行される予定でございます。まだ制度の中身等詳しくは固まっていないというところもございます。

あと、今技能実習とか、その外国人人材を活用している企業さん、市内においても介護事業所であったり観光事業所あるようですが、ただそちらのほうは届出等については、国のハローワークさんに届出ということで、市のほうで特に届出の窓口等はございませんので、その実態というのはちょっと把握をしていないところでございます。

また、今後この制度の部分です国から下りてきた段階で、市で何かできることがあるのかというところも検討して、対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（中村 敦） 浜岡議員。

○3番（浜岡 孝） ありがとうございます。

確かに今年6月に法律が確定したところでございますけれども、施行は3年後ということになっているところでございます。

ただ、法務省の知り合いに聞いてみますと、「そんな3年悠長に待ってないよ」と、「来年あたりにはある程度出したいと思っている」というようなことも聞いておりますので、もうちょっと早めになると思いますから、また御対応いただければというふうには思っているところでございます。

現在の下田市における人材不足の状況でございますけれども、外国人との絡みでございますけれども、ホテルとか旅館で働いている外国人の方をお見かけすることは、結構皆さん実感として実際としてあるのではないかと思います。恐らくそこが最大のマーケットと言いますよ、職場であろうかと思います。

ただ、よく聞く人材不足の場所としましては建設現場、建設会社さんも非常に人材不足で困っているというようなことも聞いておりますし、私が近いところであります介護の現場ですね。もしくは、病院の看護師、看護師は外国人なれません。基本的難しいですので、そのエイド、ナースエイドといいたいでしょうか、看護師補助というようなところでも外国人がいてもいいのではないかとということでございまして、市内の梓友会さんとかも3名のミャンマーの方をお招きして、非常に優秀な方々であるということを知っております。また、西伊豆病院におきましては10名ほどの外国人の方に働いていただいているということを知っております。

私は基本的に移民大国にすればいいというようなことは、全く考えておりません。例えば、ドイツが大体外国人比率が19%、イギリスが14%、ヨーロッパは非常に移民が多くなっていて、国としての問題を抱えているということでございますし、日本としても私は移民大国にすべきということまでは考えておりませんが、やはり現下の人手不足に対する具体的な現実的な対応として、先ほど出生率を高めることによって生産年齢人口を増やしていこうというふうなことの議論がありましたが、それはそれで大変重要なことで取り組まなければいけないと思いますけれども、現在出生率が高まって赤ちゃんがいっぱい生まれても、生産年齢人口になるにはまだ20年かかるわけでございますから、現下の人手不足をどのように取り組んでいくかということについては真剣に考えるべきであって、一つには介護現場においては、今市民保健課さんでも検討されているというふうには伺っておりますけれども、例えば、腰を

痛めて現場を離れていた方にマッスルスーツ、体に装着しお風呂に入れてあげたり、よいしょとか起こしていただくときにその機械の力が働いて、自分の力は軽くて済むというふうなことを導入してはどうかというふうな検討も、進めてくださっているというふうに聞いております。

なおかつ、現場を離れて働いている方々にも、現場復帰の依頼をしているというふうなことも仄聞しているところでございます。このような日本人により多くの方に働いてもらうという努力をしつつも、やはりそれだけでは足りない、外国の方に手伝ってもらうということについてももっと進めるべきではないかと思ひますし、事業所に関しても、やはり外国人の方に働いてもらうことも考えたいと思ひけれども、やっぱり思うような方に来てもらえるのかどうかとか、来てもらうためのやり方・進め方が分らないと、よく分らないというような方もいらっしゃるという声も聞いておりますので、御当局としてもそのような取組をお考えいただければ幸いではあります。私は個人的にはこれは下田にとって必要なことであるというふうに考えておりますので、私が主催しておりますNPO法人でこの件についてのセミナーを開催することにしたいと思っております。10月にはセミナーを開催する予定で、例えば受入れまでの流れや研修の実施とか、外国人スタッフとの関わり方や育て方、定着して長く働いてもらうための取組などを専門家を招いて、また実際にミャンマーから日本に来て働いてくださっている外国人労働者の方々にも現場の声を聞かせていただくために来ていただいて開催するというようなことも考えていきたいと思っております。ぜひ、御当局ともですねコラボレーションして進めさせていただきたいと思ひますので、今後もうほとんど企画もできるわけでございますけれども、調整してお打合せさせていただいて、ぜひ御当局にも御参加いただければ幸いであると考えているところでございます。すみません、少し長くなって恐縮です。

では、続きまして。二つ目のテーマにつきましてのごみの焼却場の規模の縮小に関するところでございます。

先ほどの御説明・御答弁によりますと、ERSはまだ実証段階で時期尚早であるというふうなことなので、計画の対象としては現在取り上げるのにはいかなものかというふうな御発言があったと思ひますが、それはいつ時点のERSを本当に評価されているのかについて伺いしたいと思ひますが、以前にもERSがいいのではないかというふうなことが話題になりまして、非常に熱のこもった取り上げ方をいろんな自治体がしたというところがございましたが、そのときはなかなか臭いが取れないとかですね、乾燥までに思ったよりも時間がか

かって、丸々一日ぐらい早くてもそれぐらいかかってしまったというようなことがあったということでございます。それによりE R Sに対する評価がその時点の情報でストップしている可能性はないのではないかと少し確認してみたいところでございます。

南伊豆町で行われたE R Sの実証実験は、本当にもう3時間から4時間で全て工程を終わって臭いもさせないと、水も出せないと、非常に良好な結果であったと。その結果を受けて、静岡県が大人用の紙オムツ、大人用だけではないんですけど、紙オムツを取り出して実証実験をするのに2,000万円のお金を出したという。そんなある程度の評価がないところには、そのお金を出せないと思いますので、その辺りについて本当にどのように評価されているのか、どういう情報を踏まえていらっしゃるのか、最近E R Sに関する情報をどのように見ていらっしゃるのかについて教えていただけますでしょうか。

○議長（中村 敦） 環境対策課長。

○環境対策課長（鈴木 諭） 広域協議の中で南伊豆町さんも参加しておりますので、報告等で目にした内容をではありますけれども、昨年の年末、12月頃にこれ報道にも発表されてるんですけども、一昨年から始まった実証実験の結果というものを、同社のほう、それから町のほうで記者会見を開いて報告されています。

その内容ですと年間を通したごみの重量というものが3割減で、それで焼却に使った灯油の量というものが4割減ってるとか、有効性は当然確認できました。そういった形の内容を報告して、その上で、さらに効率性を向上するための研究を続けていくということで、実験を1年延長したということで、現在も実証実験はやってる最中というふうな認識をしております。

その記者会見の中で、そのジェットの社長さんというか関係者の方から今後実用化に向けて力を尽くしていきたいということで、まだその実証実験段階から実用化段階に行くには、しばらくかかるのかなというふうな印象を持っています。

その実験の中で、このジェットの施設を使ってオムツのその減量化というものの取組を今しているということで、それが静岡県のほうで県内の市町とその事業者等で昨年度から使用済み紙オムツリサイクル研究会という形で、県内のその組織としてというわけではないんですけども、そういった勉強会的な集まりを県が主導して開催しております、この中で令和6年度に入ってこのリサイクル研究会として実証実験、その紙オムツというものを原料化するための実証実験を県内で共同で実施したいというところに、南伊豆町さんがこのジェットの施設を使った取組ということで手挙げをしたと、それが採択されたというふうに聞いて

おります。

以上です。

○議長（中村 敦） 浜岡議員。

○3番（浜岡 孝） ありがとうございます。

南伊豆町のほかに掛川市も手を挙げて採択されているというふうに聞いております。かなり前向きな意見を含めた取組ではなかろうかと思えます。

確かに、まだ実用段階に至っていないという評価は、正しいのではないかと思えます。私は聞いている範囲もですね。

ただし、実証実験が非常に良好に進んでいるので、実現するまでにはそれほど時間がかからないのではないかというふうな評価もあるやに聞いております。この辺りはぜひもう一度、南伊豆町及び必要であれば県の当局に確認していただいて、どれぐらいかかりそうなのかということも一度改めていただけないかと思えます。せっかく目の前に実現が近いと思われる新しい技術、それを取り込むことができれば、非常にごみの量もですね半分ぐらいになるし、水分が飛びますから燃焼効率も上がると。燃焼効率が上がれば炉に対する負荷もかかりませんから、今後のメンテナンスも非常に高くなく、削減できるのではないかという期待が持てるといういいことづくめではないかと思えます。

ただ、問題はおっしゃるとおりに、その技術が本当に私どもの考える時間軸に合うかどうかということは、確認しなければいけないかと思えますが、私は十分可能性があると思えますので、E R S技術についても非常に興味を持って調査を進めていただきたいと思いますところでございます。

ごみの削減の第1点の視点と合わせまして、第2点はさらに広域化を進めて検討してはいかがかという点でございます。

1市3町と東河の二つでやるということで決めて、進んできていると。私はその決め方自体にもいかななものかと、当時のことは私よく知りませんので、何とも評価はできないところでもありますけれども、やはり賀茂地域でございますから、1市5町で検討すべきではなかったのかなというふうには感じております。

ただし、東河のエコクリーンセンターは、まだそこまでは古くはないということでございますから、それを一つに集約するための1市5町の集まりではなくて、1市3町で造るのはそれはそれでいいですよ。取りあえずいいですよ。だけど。1市3町と東河の施設をもっと緩やかな形でいいので、効率的な運用を含めた扱いができないのかなというふうに私は

考えたというところでございます。

東河のほうからしましても、60トンのうちの30トンがあまり使っていないということであれば、機会損失をしているわけでございますから、持込みのごみがあってそれを燃焼することによってそれなりの費用を得ることができますし、こちらの1市3町にとりましても、イニシャルコストを少なく、例えば30トンにすれば、かなりイニシャルコストも少なくすることもできると思いますし、今後のメンテナンスも少なくなると。

ただ、通常の一般のごみの処理のお金だけでは、東河のほうを受け入れてくれるかどうかは分かりません。プラス上乗せが必要になる可能性は非常に高いと思いますが、ただそうは言っても、1市3町としましても当初に出すお金がかなり少ないということでございますので、ある程度の上乗せをしてもトータルとして、両方がウィンウィンになるような知恵の出どころ、交渉の仕方はできないのかと。私はやはりもっと創意工夫をここでは必要ではないかなというふうに考えております。

下水道施設が非常にある意味大きなものを造ってしまったので、償却にも大変苦労しているという実態があるということでございますけれども、できれば次世代にそんな無理なものを残さないと、小さくて済むんだったら小さくして次につなげるというふうなことを何とか考えてはいかがかと。これまでやってきてるし、もう計画も進んでいるし、あと事業者を決めるだけだからもうここでストップして、もう見えないことにしていると。その指向は考えないという冷たいことを言わずに、やはり次世代にどのようなものを残していくか、そういう視点でもう一回ですね見直してみる必要はあるのではないかと。ぜひ見直していただきたいと思うところでありますが、市長いかがでございますか、この点は。

○議長（中村 敦） 市長。

○市長（松木正一郎） 広域化ということのメリットとデメリットがございます。

例えば今私どもがやろうとしていることについても、なぜ下田に集めなきゃいけないんだといった、そういった御意見があるわけですね。例えばその下田に集めるための移動のコスト、コストというのはその金銭的なコストだけではなくて環境に与えるコストとかですね、こういったことも踏まえて、これからのサイズというのは適正規模というのがあるんだろうというふうに思います。極端なこと言えば、静岡県にじゃあ1戸だけでいいのかというふうな話になると思います。

ですから、その東河とこの南、どちらかというとな西のほうとのその最も合理的な広域化の配置は、どこに何か所あるべきなのかといった、そういった視点で考えるのであれば、そ

れを広域化として、同じ広域化でも枠組みとして1か所という意味ではなくて、2か所かもしれないけれども広域化をすとか、そういう考えならあろうかと思ひます。

そのように幅広い意味での広域化の検討ということであれば、私たちはやっぱり考えるべきであると思ひます。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 浜岡議員。

○3番（浜岡 孝） どうもありがとうございます。まさしくそこ、ポイントの一つであらうかと思ひます。

私も別に東河のほうをなくして下田に統一化する、もしくはその逆というふうな考え方は全く考えておりませんで、現状まだまだ使える東河の施設があるわけでございますから、それは延命化工事をするなりして、できる範囲でつないで使ってもらえればいいのではないかと思ひますが、ただ、もっと緩やかなコラボレーション、共存の仕方という知恵の出し方もあるのではないかというふうなことを申し上げたいところでございます。

繰り返しになりますけれども、先ほど申し上げましたように下田の1市3町で取り組むものは、より小さくなってごみの削減をすることによって、小さくすることがある程度可能になった場合でも、やはり何かがあつて一時的に大量の物を処理をしなければいけないというふうなことが起きる可能性は、当然考えておかなければいけないこととございまして、そういうときに現在南伊豆ではオリックスさんを使って、埼玉のほうにごみを持っていくというふうな対応もしているというふうに聞いておりますので、1市3町におきましてのそのセーフティーネットは東河にお願いするというふうなことを考えておくのも、当然私は普通に考えられるところでございます。

ですから、この考え方をもう頭から排除するのではなく、例えばこういうふうになったら、もうどういうふうな対応できるかねという、そのフィージビリティスタディといひましようか事業化調査といひましようか、お金をかけることなく双方で少し議論をしてみることはできないでしょうか。どれぐらいの上乗せが、お金が必要になるのかとか、実際にそういうことが可能なのかどうかということ、私は十分可能だと考えておりますが、双方の当局ですね、やはりそういうことを一度話してみたいといひ私に考えるとところでありましようけれども、いかがでございましようか。

○議長（中村 敦） 環境対策課長。

○環境対策課長（鈴木 諭） 現在の整備事業を進めていく中で、当然工事中の対応ですとか

ていう中で、一時的に運ばせてくださいとか、そういったもの協議しているもの、場合によってはお願いするということは、当然考えていくべきことと考えてます。

ただ、どうしても60トンで余ってる規模があるから、その分を回しましょうということになると、要は逆に言うと、下田市及び1市3町としては処理し切れない分をほかに回すってということになりますので、その部分についてのそもそも県のほうで許可が下りるのかというような、そういったところからちょっといろいろ調整が出ると思います。

仮にそういったもろもろ調整しないでとにかくそうしましょうと、それを検討してみましようということ仮に検討した場合、先ほど議員のほうからもコストのところでお話が上がってございましたけれども、当然東河に持ち込む処理料金というのは条例に基づいた料金ではなく、現行かかっているそのトン当たりの処理料金というものを、その施設の人件費から自治管理費、修繕費等の全ての金額から単純に今言えば重さで割ったそのトン当たりの処理費を、じゃあ60トンのうちの30トンを1市3町さんでやってくださいということであれば、その半分の維持管理費というものを、今度1市3町が負担していくことというふうな形で、要は南伊豆地域の施設と、当該の半分でそれを1市3町で負担していきましよう、単純にはそういう話に近いと思ってます。

それは、実際にじゃあ収集・運搬するとか、そういったところの事情も何も考えていない話ですので、できるかどうか分からないですけれども、そういったコスト面で必ずしも南伊豆地域の施設の規模を小さくした分だけのメリットだけを、1市3町が受けられるのかということになれば、そうではないというふうに思います。

逆に東河としては、将来にわたって自分たちが負担すべきものの半分以上を1市3町が負担してくれるわけなので、向こうとすればメリットは大きいと思います。

単純に言えばそういった構図もあったりするので、一概にそのコスト的な部分、それが正解ではないかもしれないですけども、そういった問題もありますし、1市3町の施設について、地域規模を小さくしたものがうまく、すみません、そういったその施設の適正規模というものになるのかということも、ちょっと難しい話になってくるので、それをやろうとすれば1市5町で再度また頭から想定量等を計算した上で、協議をやり直すというふうな時間的なデメリットも出てくるというふうに考えてます。

以上です。

○議長（中村 敦） 浜岡議員。

○3番（浜岡 孝） これまで長きにわたってこの件にお取組いただいているところでござい

ますので、このタイミングでさらに云々ということを上申するのは、大変じくじたる思いはあるところではございますが、何分、やはり次世代にどのようなものを残すか、残すことができるのかという観点から、場合によっては再検討を除外しないというふうな態度でずっと取り組んでいただきたいと思いますところでもあります。

今のお話の前提としましては、東河のほうの使っていない、例えば半分の30トンについての費用負担を、1市3町でしなければいけないだろうという前提でのお話ではございますが、そこは交渉次第というところもあるのではないかと思います。そこまで負担しなくても、今現在使ってなくて全く収入がない東河からすれば、実際に燃やして、さらに若干の上乗せプレミアムをつけてお金が入ってくれば、それも有り得るだろうという回答が、私はある可能性もそれなりにあるのではないかと考えているところでございます。これは交渉してみないと分からないところではございますし、熱意を持って交渉すれば、私は理解していただける面があるのではないかと思います。

現在、私は東伊豆町と河津1町の一部の議員の方とも話を進めさせていただいておりますが、その議員の方々は、それは十分可能であるというふうなことをおっしゃってくださっているところでございます。

それと、今のお話の前に静岡県の県のほうの理解が得られるかどうか分からないというところでございますが、それは理解を得るんです。熱意を持って交渉するんです。別にそういうところに持ってくわけじゃないと。同じ賀茂地域でやるんです。同じ賀茂地域でやるのに、何の問題があるかというふうに私は意見を説得すべきだと思います。必要であればですね。

ということでございますが、この場においてはなかなか御回答をいただくのは難しいかとも思いますが、最後にこの件につきまして継続的に御検討いただき、ぜひともスタディをしていただきたいと思います。これを行ったらどうなるか、行うためにはどうするかということの観点から、ぜひ一步を踏み出した御対応をいただきたいと思いますところではございます。

市長におかれましては、選挙の後もやはり人の声をこれからよく聞いていきたいというふうなこともおっしゃっていただいているところでございますので、目で見ても、耳で聞いて、心で受け止めると、こういうことをぜひとも取り組んでいただきたいと思いますので、最後にこの件をお願いしまして、私の質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（中村 敦） これをもって、3番 浜岡孝議員の一般質問を終わります。

ここで休憩したいと思います。

30分まで休憩します。

午後 3 時17分休憩

午後 3 時29分再開

○議長（中村 敦） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

次は、質問順位 4 番、1、見せる海を作ろう、2、下田市観光協会の再編と外ヶ岡交流館の商業化について、3、緑の基本計画について、4、東海汽船による東京～下田間の就航について、以上 4 件について。

7 番 岡崎大五議員。

〔 7 番 岡崎大五議員登壇〕

○3 番（浜岡 孝） 7 番、市政会の岡崎大五でございます。

議長の通告に従い、趣旨質問をいたします。

一つ目、見せる海を作ろう。

今年の夏はまた一段と暑い夏で観光事業者様、海水浴場の運営に当たられた皆様、暑い中本当に御苦労さまでした。

そんな中、関係者の皆様が肌で感じておられるのが、やはり海水浴離れという現象ではないでしょうか。日本観光振興協会によりますと、全国の海水浴場は1990年に1,379か所あったのが今年6月末時点で970か所にまで減少、これは70%に当たります、しております。国土交通省の国土技術政策総合研究所によりますと、国内の海水浴客は2007年におよそ2,000万人だったのが、近年は500万人を割り込んでいるのです。これは4分の1に減っているという現象です。

さて、ここ下田でも夏の海水浴客は昭和59年、1984年の173万人から令和5年、昨年になります2024年では27万人、84%も減少しており、今後巻き返すのにしても、時代の流れに抗うのは難しいと言わざるを得ません。

そんな中で朝の柏谷議員の一般質問の中にもありましたけれども、下田市海水浴場に関する条例というようなものが30年もゾンビのように生き残って、治安が必ずしもよくないことまで起こっているというような報告もありましたけれども、そうした中で、抜本的にやはり私ども海水浴場大事な観光資源です、もちろんね。予算も含めて観光対策というものを、本当に真面目に心の底から変えなきゃいけない、そういう時期にやはり差しかかっているんで

はないかということ、この議場におられる課長の皆様含めて、下田市の幹部の皆様にも共有していただいて、じゃあどういふふうにしたら市民にとっていい下田市がつくっていただけるのかということ、やはり御議論していただけないかと。こうすればいい、ああすればいい、いろんな意見があると思いますけれども、基本はやはりこの数字に表れている現実を直視して、それでこの中で本当はかなり追い詰められた状況の中ですけれども何か見いだして、やはりやっていると、そのためにはどこに予算を入れていくのか、どのように仕組みを変えていくのか、そういったことを全般的に考えていただきたいというところでございます。

楠山議員のほうもよくおっしゃってますけれども、そのためには何よりも観光を通年化するんだということが、多くの皆さんこの1年の間で語られるようになってきています。

では、観光の通年化とは一体何なのか。それは一つに、これは一つですけれども、泳ぐ海から広く身近に感じられる見る海への転換。地元の側からすれば見せる海を作ろうこうした考え方が大切ではないかと思うところでございます。

幸い私の住んでいる入田浜では、今年本当に外国人の欧米人の観光客が多く海水浴客が多くということで、今年は特に多かったということを事業者の皆さんからお聞きしております。

そんな中で、やはり彼らというのは夏だけではなくて、通年で来ているという現象がありまして、私の住んでおります吉佐美苑では、この4年ほどで30件ぐらいの家が新しい所有者に代わり、その半分ぐらいはですね外国人の方が別荘、あるいは所有ということで、こちらに住むということで、半ば定住ということでお使いになっております。現在10か国ぐらいの方が私の近所に住んでおります。今朝も8時過ぎぐらいにアメリカ人の御主人と日本人の奥様で、今は田牛のほうに家を借りているけれどもという方が、地元の方を通じて朝日小学校にぜひとも通いたいから、この近隣で何か家はないだろうかという相談に来られまして、この議会中昼のときにメール見ましたら、今ワーキングホリデーで下田に働きに来ている若いフランス人のカップルなんですけれども、この間家が見たいということで、空いてるところを見せに行ったんですが、そのほうからまたメールが入ってありまして、どこそでこういう物件があるけど知ってるかみたいな話ですね。何とか下田で事業を興して、半分はこの下田で住みながら、どこか違うところでも住みながら、彼ら若い人たちですからそんなような御希望がありまして、面倒見ているところでございます。

そんな人たち皆さんに通じるのは、下田の海は美しいということですよ。なんて美しいだろう。こんな環境のいいところで暮らしたい、あるいは別荘を持って時間を過ごしたいというようなことが、そういったこの近年外国人中心に富裕層の方も含めて、私の近所

の入田・吉佐美地区ではそういった人たちがお越しになって、定住も進んでいるところでございます。

そんな中、私の地元である入田浜から既に住民を通じて、吉佐美区を通して海岸空地にベンチを設置できないかという要望が出ております。これは、やはり僕もう毎日のように散歩行きますけれども、皆さん例えば年配の奥様方なんかも、ビーチに散歩に来たのはいいけど、座る場所もないわけですよ。そういったような非常にチープなというか、非常に貧弱な何て言うんですかね、海岸の様子が夏以外の季節になると何と言うんですかね、印象的になってしまう。

有名なところで言いますと、フランスのコート・ダジュール、ニースなんかに行きますと、ブルーの椅子が置いてありまして、もう昔からですけれども置いてあって、その椅子に佇んで海を見る。海を見せる。そこが一つの観光名所になっているという、椅子がですね。そういうような長い歴史があるものですから、そういうことが生まれているところもあります。

それを模してかどうか分かりませんが、いずれにしても地元の方が誰でもこの美しい海が見れる、そういう場所をつくって欲しくないかってことで、今産業振興課のほうに住民要望が出されております。担当課ではどのようなまた対応を考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

また、入田浜では昨年入り口を工事していただいたんですけども、しかし、どうにも中途半端な好印象で、黒い巨大な土嚢やトラロープなどがまだ残されておりまして、ひどく景観を損なっていることに地元の皆さんが、がっかりしているというところもございまして、この辺の対策はどのようにお考えなのか、お聞きしたいと思います。これは昨年12月に議員要望としても上げた案件でございます。

また、これまで海岸空地ということは、海岸保全という名目で近隣住民に海からの被害が及ばないようにコンクリート工事がなされるというのが中心でございました。

しかし、環境保全の観点からは、必ずしもコンクリート化が望ましいとは思われず、下田で唯一残ったコンクリートのない入田浜の自然の景観は、地元民はもとより、多くの来遊者にも愛されています。

そして昨今は、この数年ですけれども、団体やグループ企業様などが各浜でビーチクリーンが頻繁に行われるようになりまして、随分と浜が綺麗になったという報告も受けております。ある事業者さんなんかはもうなんか取るごみがないから、川のほう今度やろうかなんていう話になってたりしまして、そういった市民の皆さんが海を綺麗にしてくださっている

状況の中で、じゃあ行政のほうは次にどういった形で環境美化、環境対策、よりよい海として多くの人を迎える、そういうふうな形が取れないか。ベンチを造るなんていうのは、そんなに大したお金でもないと思いますんで、そういったところベンチだけに限らず、周辺の環境美化も含めた観点から考えていただけないかと。それがひいては、土地の価値をアップさせ、観光地の評価も高くさせる、いわゆる魅力がアップするっていうことです。付加価値が上がるということだと思いますが、今入田浜のちょうど入っていく道の入ってすぐ左側のところでは、地元と篤志家の方がタッグを組んでですね、広場を造ろうと、何だか漠然とした空き地みたいになっておりましたんで、そこを広場にしようということで、この間建設課のほうにも来ていただいたようなんですけれども、ツリーハウスを造りたいというような話もあつたりしまして、多くの人がそこで遊べる場所を提供することによって、地域の雰囲気がよくなって、海の印象もさらによくなるというようなところで、今活動が始まっているところがございます。

そしてまた、こういった活動っていうのが入田浜だけではなくて、全ての浜及び周辺で環境保全の役割と在り方を、この下田市全体で考えていただけないかというのが、私の要望でございます。中でも、今回決算特別委員会のほうでも視察に行かせていただこうと思ってるんですけれども、吉佐美大浜のはまぼうロードが老朽化がかなり激しくて、もうつぎはぎだらけの道みたいな最近は感じになっておまして、毎年の吉佐美区の業務委託料では、到底ちょっと維持できなくなっているというようなところもありまして、そこら辺なんかも何とかならないかというのが要望ございまして、この辺はまた担当課のほうで御返答いただきたいと思います。

こうした環境保全の在り方というのは、下田市で推進しているサーフタウン構想にも合致しているんじゃないかというようなことを市民の中から声が上がっております。グローバルCITYプロジェクトの中でも、上智大学のあん・まくどなるど教授が地元の人たちと連携し、入田浜ではまゆうの植栽活動を始めています。

また、後ほどの一般質問でも取り上げますが、現在審議されている緑の基本計画にも都市公園だけでなく、海岸地等も人々の憩いの場所として含まれております。浜及び周辺を単に夏の海水浴だけでなく、地元や観光客の皆様とともによりよい環境を整える、そんなことが不可欠な時代になってきているのではないかと考えているところです。この点、市長の率直な考えをお聞かせください。

二つ目の質問です。下田市観光協会の再編と外ヶ岡交流館の商業化について。

しばらく前から、随分前からですけども、市民の間からこんな声が聞こえています。「観光、観光って、観光にお金を使うばかりで、私たちの暮らしはきつくなる一方だよ。」先ほどの海水浴客の激減状況を見ましても、それは当然経済に跳ね返ってきているわけでございまして、皆さんのやっぱり生活が40年前と比べてどうなのかってことになると、かなり厳しい現実が突きつけられているところです。

下田市は観光を主要とする産業ですが、令和3年の第2次下田市観光まちづくり推進計画によりますと、宿泊業、サービス業は市内全体の3割程度の企業数を占めますが、売上高で見ると1割程度にとどまっています。この統計を見ると、なるほど市民の皆さんの肌感覚は正しいのではないかと思えてきます。すなわち、幾ら観光予算をつぎ込んでも、全然儲かっていないというのが、現実だからです。

だとすれば予算の使われ方や予算配分に実はもっと工夫が必要なのではないか、見直しが必要なのではないかということを考えまして、今財務課の課長なんかともたまに話をしながら、勉強させていただきながら、これから予算配分をもっと考えていかなきゃいけないというところでさせていただいているところですけども、今回のこの議会では下田市観光協会と外ヶ岡交流館の商業化について言及させていただきたいと思います。

まずは質問です。

下田市観光協会と外ヶ岡交流館にそれぞれ年間幾らの予算が投入されていますでしょうか。また、下田市観光協会は自主財源が25%程度と、独立的財務基盤が非常に脆弱で、そんな中、イベント等の行事費が行事負担金として市から投入している額の約3倍、1,800万円に上っています。どのイベントも行事負担金だけでは足りずに、さらに市からの持ち出し予算で開催されている。足りなければ補填するというような形になっており、ここに財政規律があるようには見えません。観光交流課では観光協会に対して、今後どのような対応をお考えでしょうか。

次に、外ヶ岡交流館の施設運営に話を移します。

外ヶ岡交流館には、かじきミュージアムがありますが、年間の利用者数と売上げを教えてください。

観光交流館の4階はかじきミュージアム以外は、会議室や歴史資料館として使われ、ほとんど利益を生み出さず、その結果、市民から多額の税を投入する結果となっています。事業収入としては一、二回の提案と使用料が最も大きく、1,800万円ほどの利益を収益を上げており、4階を商業化すれば収益は倍増し、市民負担も大きく軽減します。

さらに、にぎわいの創出、雨天時や酷暑の夏、真冬の観光資源となるのはもちろんのこと、市民の憩いの場所にもなります。

さらに、市役所周辺これ市役所が2年後に全庁移転するというので、市役所周辺もちろん駅前再開発はありますけれども、やはりこの市役所に200人単位の人に移るということになりますと市役所周辺の商業、特に飲食店の人たちにやっぱり大きな影響が出るかと思いません。そういった人たちを優先的に新しい施設に誘致するというようなことで、有利な条件でそちらに入ってもらって商売をする、そんなことはどうかと。

ベイ・ステージ下田は、この外ヶ岡交流館を建てるときにはですね、町中の人は大変反対した。それで文化施設になった、要するに商売敵が増えるのは困るみたいな話をされたというふうに聞いておりますが、私が今この一、二年の間でいろんな方に聞き取りしましたところ、「そちらでやってくれるんだったら、そっちに入りたい」と。なぜかといえば、そこに紛れもなくお客さんいるからですよ。いつもお客さんがいる。それは分かってる、皆さんね。だから、そちらのほうで、じゃあやっぱり商売やりたいと。町中の今度空洞化はどうするんだという話になりますが、それは昨今その空き店舗活用補助金を使った形で、新しい方が使っていいよと言われたお店には入ってきている現実もありますので、そこら辺昔ほどは反対の意見が出ないんじゃないかということで、そちらのほうに店舗を誘致する、優先的に店舗を誘致するというので授産事業にもなるというふうに考えているところです。

また、2022年に下田みなとオアシスが国交省で登録されまして、それに付随する形で下田市みなとまちゾーン活性化基本計画というのが策定され、動き出そうとしたところで、いろいろとなかなか進んでいかないという現実があるようですけれども、これは外ヶ岡交流館の商業化、改革を始めることで、この改革が核となってこのみなとまちゾーン活性化計画に波及させていく、そういうふうなことができるのではなかろうかというふうに私は考えているところですが、商業化に向けて観光交流課ではどのようにお考えなのか、御意見をお聞かせいただきたいと思えます。

また、商業化に向けては昨今先ほどからありますけれども、条例改正ということが必要になってまいります。静岡県の承認も必要ですけれども、現状並びに観光交流課長の決意といえますかね、どうやっていくんだというふうなことでお聞かせいただければと思います。

最後になりますけれども、これは下田市観光協会というのは、協会と外ヶ岡交流館の施設職員というふうに二つにもう完全に分かれてまして、それがあんまりコミュニケーションがうまくいってないような現実があるわけです。もう完全に縦割になっちゃって、何て言うん

ですかね、行ったり来たりしながらもっと効率よく仕事をすればいいのに、それができないというような現実があります。それをどのようにすれば、人事を一体化することで機構改革するということになると思いますが、どのようにすればそれがうまくその皆さんの力を使うことができるようになるのか、その辺について、またこれも課長にもお伺いをしたいと思います。

3番目ですけれども、緑の基本計画でございます。

これ現在、都市計画審議会で議論されて、勉強会が何度も開かれておりますけれども、今後緑の基本計画がパブリックコメントに入りまして、実施に向けて進んでいくものと思われまます。私も審議委員の一人として参加させていただいておりますが、各委員の間で戸惑いも見られる部分がありました。

というのは、昨日か一昨日の新聞にもありましたけれども、緑の市基本計画とは、都市公園をつくる都市計画のことで、都会の計画のことで、こんな緑豊かな地方の町で計画自体が必要なかというような議論があったんです。要は、何の計画がよく分らないということです。

それと、この計画は第5次下田市総合計画を頂点とする法定計画の中で、どのような位置づけになるのでしょうかというような質問なんかも出されて、みんなはてなみたいな感じだったところがございますのでこの辺、建設課長に説明していただきたいと思います。

審議会の中で委員の皆さんの中で特に耳目を集めたのが、旧下田グランドホテルの利活用、下田北インターチェンジ、これは仮称ですけれども周辺の整備計画、さらに伊豆縦貫道の発生土を活用した敷根避難所の建設、これらがこの計画の中に含まれるということでした。これはなかなか注目するなというところで、緑の基本計画を策定した場合、国等の補助が得られやすくなるのかというところで御質問です。

それでも、この計画全部やろうとしたら、旧下田グランドホテルの撤去費用だけで10億円、下田北インターチェンジ周辺事業は、道の駅月ヶ瀬の例を考えますと14億円、さらに敷根避難所というところで、かなり高額なやっぱり大型事業になってきます。

新庁舎建設の支払いが緊防災を使っても10億円程度ありまして、財務課のお話では本格的に返済が始まる5年後からは、年間4,000万ほどの実負担が予想されており、すなわち未来に向けて投資できる予算が少なくなる中で、これら上記の計画のほかにも駅前再開発、それから魚市場の建て直し、図書館建設等大型の投資案件が控えています。

こんな中審議会ではPFI式、これは民間を巻き込んだっていうものだと思いますけれど

も提案されていますがどんなもので、下田市ではこれまで行ったことがあるのかどうか、この辺も建設課長にお尋ねです。

さらに、議論の中で海岸の整備も含まれるということになりました。最初は公園の話が主だったんですが、勉強会を進めていく中で海岸の整備みたいなことも含めていく、一体として緑として考えていこうという文言が付け加えられまして、さきに質問しました入田浜や吉佐美大浜等の海岸周辺の整備計画みたいなことも対象となるのかどうかお尋ねします。この場合、建設課だけでなく産業振興課や県の土木事務所、農林事務所、環境省も関わってくるかと思います。組織横断的な対応は可能なのでしょうか。

最後に、これは松木市長の専門になりますが、都市計画の専門家である松木市長に緑の基本計画の捉え方、この町にとっての有用性について大所高所からで御解説いただけないかということでございます。

最後の質問ですけれども4番、東海汽船による東京下田間の就航について。

今年の6月に東京－竹芝－松崎新港間の高速ジェットの臨時便が就航され、大変にぎわったと聞いておりますが、下田でも就航が議論されているようですが、現在どのような検討具合なのか、話せる範囲内で教えていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（松木正一郎） 私からは、緑の基本計画について御答弁申し上げます。

ちょっとまず硬い内容について。みどりの計画とは何なのかという、そういった御質問については、ちょっと硬い表現多いんですけど、地方分権によって公園緑地の整備ですとか緑地保全地区の指定等、緑を保全するための制限が市町村に権限が移ったということに合わせて都市緑地法を改正して創設されたものです。これちょっと分らないですよ。これ、ちょっと硬いので。簡単に言うと、緑のマスタープランですよ。

したがいまして、緑のマスタープランというと実はまた緑のマスタープランという固有名詞がありますので、混同されてしまいがちなんですが、とにかく緑地についての大きな全体計画となります。

下田市が今後新しく公園の指定や整備を行うときには、この緑の基本計画というものは、関連する農地法ですとか森林法ですとか河川法ですとか自然公園法ですか、そういったものとの土地利用調整が円滑に進むこととなります。法定計画ですから。

それから、公園緑地の整備事業これも実施のとき補助事業等の有効性・有用性がある、こうしたものになります。

したがって、見せる海という先ほどの御提言についても、この緑の基本計画の中に含まれると、こういうふうな概念になります。

ちょっと硬い表現でしたので、もうちょっと柔らかく言いたいと思います。都市というのは、人々が集中する場所です。集まって住んで都市というのが生まれるわけです。そこに人々が集まれば、様々な取引、つまり商売が生まれて、経済も発達すると。そうするとますます人が集まって、ビジネスチャンスが生まれて、さらに都市が成長すると。住宅が建ち並び、ビルも建ち、道路もできてくる。どんどん都市らしくなってくる。こうした時代が20世紀の半ばぐらいにあったわけですが、その中で忘れられがちだったのが緑の空間だったわけです。

本来はとても大切な潤いをもたらす空間なのに、どうしても実務的に有効である道路とか、そうしたものが優先されて、その後ろで劣後されていたということが緑だったと思います。後になって過密化した都市の中で、そうした緑空間を造ることってのはとても難しかったんですね。土地も高いし。

それでも河川空間ですとか、街路樹ですとか、そういった公的な空間、それから住宅の庭ですとか、もっと言ってしまえば、海岸線とか田畑、田んぼとか里山とか、身近な緑だとか、背後の緑というのはいっぱいあったと。こうしたものを幅広く捉えて、それで施設系緑地と地域制緑地というちょっと専門用語があるんですけど、公園みたいな施設のものと、地域制緑地という河口とか山とかですね、こうしたものを総合的に捉えて、その町における緑の在り方というのを考えましょうと。これを市町村でそれぞれやりましょうというふうになったのは、緑の基本計画ですね。地球温暖化というのも進む中であったために、なおさらそういうふうな方向に向かったわけです。

緑のマスタープランというのがあったとさっきちょっと申しましたが、これはどちらかというと施設系のもの、議員御指摘の施設整備、公園整備を主としたものだったんですね。それが認知も含めた幅広い概念として緑の基本計画となって、市町村がつくるようになった。

したがって、これは非常に重要な計画でございまして、今後下田市が住みよい潤いのあるまちとなるために、極めて重要というふうに考えております。

私から以上でございます。

○議長（中村 敦） ここで会議時間を延長いたします。

産業振興課長。

○産業振興課長（糸賀 浩） 私からは、見せる海を作ろうの中の入田浜の海岸空地に関する御質問にお答え申し上げます。

まず、吉佐美区からの要望への対応についてでございます。

議員御質問の入田浜の海岸空地につきましては、現状安全対策、植生の保護等のため地元要望により車両等の侵入を防止する鉄くいロープを設置しております。本年8月、地元吉佐美区より要望がございました木製ベンチ等の設置につきましては、今後過去の経緯等も含め検討をしております。

次に、入田浜の砂浜への入り口付近で昨年行われた工事につきましては、吉佐美区より海岸空地に排水管を設置したい旨の占用申請が提出され、産業振興課において許可し、吉佐美区が実施したものでございます。

議員御指摘の黒い土嚢等の構造物については、吉佐美区の管理となるため、区と協議をしております。

私からは以上です。

○議長（中村 敦） 観光交流課長。

○観光交流課長（田中秀志） それでは私のほうからは、幾つか御質問いただきましたことにつきまして順次お答えいたします。

まず、見せる海を作ろうのほうから、はまぼうロードの維持管理につきましてですけれども、議員の御指摘のとおりはまぼうロードの老朽化は著しく、吉佐美区への業務委託及び原材料支給での対応が難しくなりました。その関係で本年吉佐美区より業務委託解除の協議書が提出されております。

担当課におきましても、現状では吉佐美区による委託業務での管理は難しいと判断いたしまして、協議の承諾をして7月1日付で契約の解除を実施しております。

それ以降、市が維持管理をしており、危険箇所については先ほど議員のほうからもお話ございましたが応急的な修繕、また修繕困難な場所につきましては、ロープ等で立入禁止にするなどの措置をしております。

はまぼうロードは地域の方々に親しまれ、また海岸周辺の良い景観を形成する重要な観光資源等を考えております。適正な維持管理の方法につきまして、地元区や河川管理者である静岡県と協議を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、下田市観光協会の再編と外ヶ岡交流館の商業化についてからですけれども、

下田市観光協会及び外ヶ岡交流館に対する年間の支出額の御質問です。

下田市観光協会への今年度当初予算では、委託料と補助金がございます。

委託料ですが、総合パンフレット作成業務委託として108万円、観光地図作成業務委託として50万、「世界一の海」づくり推進業務委託567万円、年間で委託料が725万円となります。

また、補助金ですが、下田市観光協会補助金3,700万円、外国人観光案内文200万円、O T A等広報文400万円、ビーチライブカメラ分200万円、デジタルコンテンツ分600万円、年間で5,100万円となります。

一方、外ヶ岡交流館につきましては、外ヶ岡交流館管理運営事業の予算額は4,442万2,000円です。

主なものとしましては、指定管理料2,244万円、外ヶ岡交流館北側外壁改修工事1,900万円、修繕料171万3,000円となっております。

続きまして、下田市観光協会の財務基盤に対する対応という御質問です。

市といたしましても、観光協会が各イベントを開催するに当たりまして、自主財源を確保するための施策や取組について検討するよう指導をしておるところです。

具体的な取組としましては、イベント開催時における出展料の見直しや協力費等の検討、新規観光協会員の勧誘、旅行業法に基づく商品開発、オリジナル商品の開発販売などに取り組み、その結果、少しずつではありますが、成果が上がっているイベント等もございます。観光を産業基盤といたします下田市におきましては、観光で稼ぐことは重要と認識しておりますので、観光協会と連携を密にし、財源の確保に向けた取組を検討してまいります。

続きまして、外ヶ岡交流館の常設展示室の年間利用者数及び収入です。

令和5年度における常設展示室入館者数は4,412人、うち有料入館者数が4,245人、無料の入館者数が167人となっております。入館料収入は156万3,940円です。

続きまして、外ヶ岡交流館の商業化に向けた考え、また関連して条例改正及び静岡県との調整の状況、現状並びに決意という御質問です。

外ヶ岡交流館につきましては、みなとまちゾーンのマリンパークエリア及びみなとオアシスにおいて重要な拠点として位置づけられております。町の玄関口として集客力の強化や、利用者の利便性向上が求められる中で、収益性も含め検討を進めているところでございます。

また、隣接する下田魚市場につきましても、建て替えに向け事業が進められており、一体的なエリアとして連携してまいりたいと考えております。

一方で、当該施設の利活用に当たっては、議員御指摘のように入館料や使用料に関する条

例改正、交付金の返還等に係る静岡県との協議が必要となります。

静岡県との協議につきましては、具体的な活用事例を持って協議することとなっておりますので、庁内の検討委員会等を設置して、商業化も含めて施設の利活用について検討を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、下田市観光協会の機構改革に向けた考え方です。

下田市の観光振興、外ヶ岡交流館の活性化に当たりましては、下田市観光協会の組織強化が不可欠と考えており、職員へのヒアリング調査、事務所の配置替え等を実施するなど、組織改善に向けた取組を実施してまいりました。

また、しーもん窓口と観光案内窓口の一体化も検討を続けているところです。併せて、今年5月には、地域おこし協力隊2名を観光協会に迎え入れ、活動が始まっております。引き続き、このような外部人材の登用について、観光協会と協議してまいります。

今後も機構改革を含め、組織の強化に取り組んでまいります。

最後ですが、高速ジェット線就航に向けた検討状況ということですが。

6月に松崎町で実施された高速ジェット線の臨時就航を受けまして、市内の事業者等から下田市での実施について提案や構想をお聞きしてございます。陸路に加え、海路を活用した誘客は、新たな観光メニューとして魅力的であると考えておりますが、航路の認可に加え、就航率や復路の乗客確保などなど様々な課題もありますので、そちらも踏まえて関係者と今後検討してまいります。

私からは以上です。

○議長（中村 敦） 企画課長。

○企画課長（鈴木浩之） 下田市は令和4年度からグローバルCITYプロジェクトに取り組んでいるところでございます。

このプロジェクトの一つの柱としまして、ローカルの再認識、再定義を掲げまして、ほかの地域にはない地域の資源を生かした魅力ある地域づくりを進めることを目指しているところでございます。

このグローバルのプロジェクトの一つとしまして、下田市の財産である海をテーマとした様々な取組を進めているところでございます。海に関する専門的な学習を行うとともに、浜の清掃や外来種の駆除等の実践活動も併せて行っているところでございます。

今後も市民、関係者、専門家と幅広い皆様の参画をいただきながら、官民協働で活動を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 建設課長。

○建設課長（平井孝一） 私からは緑の基本計画、その他についてお答えします。

まず、緑の基本計画の必要性についてでございますが、緑とは市長から具体的に説明がございましたが、緑とは樹林の緑のほか、都市公園の緑、海岸や河川などの一体となった緑なども含まれます。

下田市におきましては約8割を森林が占め、海岸沿いは国立公園に指定された緑豊かな場所で、下田市の公園面積は約43ヘクタールで人口1人当たり20平米程度と、県下でも有数な都市公園でございますが、子供たちの遊び場プレイグラウンドがほとんどない下田公園、こちらは約26ヘクタールや、敷根公園こちらは約12ヘクタール、こちらを除きますと人口1人当たり2平米に満たなく、また、都市公園につきましては、下田や稲生沢地域、特に本郷・中村に偏っており、市民の充足感は低いと感じております。

そこで下田市は、開発が進む都会の緑の保全とは違い、豊富にある緑を生かしつつ、子供の遊び場や市民の憩い場など地域の特性を踏まえ、身近な公園整備などを計画的に進めていく上で必要と考えております。

次に、計画の位置づけについてでございますが、スクリーンまたは本日配付した資料を御覧ください。

こちらは、今進めている緑の基本計画案から抜粋したものでございます。

最上位計画である第5次下田市総合計画及び本計画の上位計画、都市計画マスタープランにおける基本理念に即するとともに、同列計画としまして環境基本計画や景観計画と整合性を図るものとしております。

次に、国等の補助についてです。

市長が申し上げたとおり、本計画は都市緑地法に基づく法定計画であるため、公園緑地の整備補助事業に有効と考えております。

また、その他補助事業の採択に当たり、県などと協議におきましては、全体計画による位置づけや必要性などが求められます。そういったときにおいて、基本的な根拠資料として役立つものと考えております。

次に、P F I方式についてと下田市の実績についてでございます。

P F IとはP r i v a t e F i n a n c e I n i t i a t i v eの頭文字を取った略語で、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を生か

して行う手法です。最近におきましては、P a r k - P F I などの広がりもあり、都市公園においても飲食店、売店等の公園施設の設置や管理を民間事業者に公募により選定する事例も多く見られております。

なお、県内では、伊豆の国市の狩野川河川敷 P a r k - P F I 方式で川の駅を令和5年11月1日にオープンした事例などがありますが、本市におきましては、まだ実績はございません。

次に、入田浜や吉佐美大浜等の海岸周辺整備及び措置的な横断の対応についてでございますが、現在、本計画はパブリックコメントを実施している最中ではございますが、この計画案では地域別計画を定め、地域ごとの特性に応じたテーマを設定しており、その中で、朝日地域においてはビーチエリアを設定し、議員御指摘の入田浜などの緑の保全や整備を検討していく旨を記載しております。

また、具体的に事業を進める際には、活用できる補助メニューを模索する必要がございますが、例えばこちらの入田海岸におきましては、津波の浸水区域となっておりますので、コンクリートを造るといったではなく、ソフト面な対策等を考えて防災を絡ませたメニューがないかとかいうときに、そういった選択肢もあるのかなというふうに思っております。それを実現するかどうかは検討の協議が必要となりますが。

先ほどの繰り返しになりますが、そういった場合においてもこの緑の計画というのは、そういった一方、公園というものに対しての根拠立てとして役立つと考えております。

また、当然こういった事業を進める際には、多岐に関係部署が渡っていくと考えておりますので、県の関係機関とか、庁内の関係部署と連携を図り、検討を進めていきます。

以上です。

○議長（中村 敦） 岡崎議員。

○7番（岡崎大五） 様々御回答いただきまして、ありがとうございました。

まず、一番の見せる海を作ろうというところで、ぜひとも海岸空地の使い方というのは、今まであんまり議論されてこなかった、今回白浜のビーチバレーコートとかいうこともありますけれども、公共であるという概念、これが非常に重要だと思うんですね。海はみんなのものだよという概念は、すごく重要だと思うんです。

かつては、海は縄張でしたから、ここの生活圏がかかっている、ここの人たちの生活圏がかかっている。すなわち、その人たちの生活圏を守っていくということが前提の中での海があった。それは今も漁協が管理してる部分では当然ありますけれども、それとは別の非生産

的な海というのが、今入田浜でも大浜でもそうですけれども、白浜でもそうですけれども、漁業をほとんど行わなくなった海、そこが観光の海に生まれ変わったわけですね、70年代ぐらいから。そして、それがそのときに立てつけたいわゆる海岸条例というのが、一種のちょっと縄張主義的な条例の考え方が、そのフィロソフィーとしてそこにあることが今ねじれてるところに難しさがあるんじゃないかと僕は感じています。

ですから、海をパブリックな場所にまずは考え直すという、頭の中の切替えが必要なのではないかと。その中でよりよい選択をしていく、みんなにとっていい選択をしていくということを議論する場所が必要ですし、それでどういった下田にしていくのかっていうことをみんな決めていくっていうことが必要ではないかと思っておりますので、入田浜に限らず白浜のビーチバレーだって年間通じてあったっていいわけじゃないですか。それでみんなに楽しんでもらえて、それでその管理等々をどうするのかという問題は当然ありますけれども、活用の仕方というのはこれまでもさんざん議論されてきていますが、そこら辺を本当にいろんな課の課長さんがここにおられますので、横断的に協力体制をつくっていただいて、やっていただけたらなというふうに希望するところでございます。

また、入田浜の入り口のことについては、また区のほうとまた相談したりしながら進めてまいりたいと思います。

それから、2点目の観光行政の中ですけれども、やはり外ヶ岡交流館はもう象徴的なやはり建物だと思うんですね。建てたときにもいろいろ問題もあって、反対運動が起こったりとか、紆余曲折の中であれが建てられて、文化施設として運用されてきたわけですが、やはり僕が一番印象残っているのが、あの建物が海を見てる建物だから、国道通ってくるとなんか寂しくて、なんだこれみたいな感じになっちゃうよみたいな話はよく聞くわけですよ。その建築家の先生のことを調べたりもしましたけれども、その建築家の先生が悪いわけでも何でもなくて、建築家の先生は海を見た下田ということで、やっぱりイメージされてつくっていただいて、それはそれで一つの大きな価値があると思うんですけれども、それを生かしきれていないというところで、残念なことになっているのではなかろうかという気がします。

船の就航も、この間神津島行ってきましたけれども、海から入ってくる下田ってやっぱり格別ですよ。海から出ていく下田もまた格別です、この風景がですね。やはり風景を見て、みんなが感動したんだという、外国人も含めて、黒船も含めて、そういうふうなやっぱりこの町の見せ方というのも重要で、その中に外ヶ岡の交流館が位置づけられているということ

は、すごく貴重なことだと思うんです、逆に考えると。それを考えると、皆さんも御存じだと思いますけれども、清水港のエスパルスプラザ、あそこはもう大成功してるプラザで、近隣の中学生ぐらいまでのデートスポットになってまして、高校になるとエスパルスプラザなんか行かないとかって、ちびまる子ちゃんなんて行かないとかいう話になるらしいんですが、店舗たくさん入ってまして、観覧車があって、いつもにぎわっていて、今回はまたポートが新しくできるということで、非常に好事例としてあのようにつくり替えられたらいいなど。下田のほうは規模は小さいですけども、あのようにつくり替えられたらいいなというイメージがございますので、ぜひともそのイメージのほうに向かって、新たな富を創出する、新たな価値を創出する、そしてあそこら辺の下田市港町ゾーン活性化計画をやっぱり実現していく、一つのやっぱり大きな柱として進めていただけたらいいなということで、これもまた要望になってしまいますけれども。

緑の基本計画については、やはり最近ホテルジャパンを建設しました。吉村先生の事務所であそこは造ったわけですが、副市長はよく御存じかと思えますけれども、の中で働いていた藤井さんという方が先月急逝されまして、6月にお亡くなりになりまして、下田での活動を本にして、最後絶筆で出版されました。それがこの間届いたものですから、読んだんですけども、やはりこの開発していく中で、あそこもかなりグレーな部分もあったと。要は昨日もちょっと誰かと話して聞いたんですけど、環境省の人はもうかんかんでみたいな話もあって、開発とやはり環境省、開発と農林事務所とか農水省が絡んでくる、その下田北インターチェンジのところの開発なんかでも農地の問題と、やはりこの開発の問題、道路の問題とは絡んでくる。

そうすると、どうしてもやっぱり国交省と農林省ががらんこになってしまうみたいな部分が出てくるので、そこら辺をやっぱり緩和するための政策ではないかというふうに、あんな部分もあるんじゃないかというふうに理解してるんですが、そこら辺ちょっと課長にまた御説明いただけないかと思うんですが、よろしくお願いします。

○議長（中村 敦） 建設課長。

○建設課長（平井孝一） 冒頭に市長が申し上げたとおり、土地利用に関する様々な法令がございます。そういった農地法だとか、森林法だとか。そういったことに対してこれは総合的な計画、逆にこの計画を努めていくと、法律的にも定められております。

そういった全てがこれがあるから、「うん」と言うわけではないと思いますが、そういった説得させると言ったら変かもしんないですけど、協議をしていく上では有効になるものと考え

えております。

○議長（中村 敦） 岡崎議員。

○7番（岡崎大五） PFI方式ということでも御説明いただいたんですが、僕先だって7月に沼津のINN THE PARK沼津を行きまして、足高公園をPFI方式で浮かぶホテルということで、ある業者さんがホテルとバーベキュー場と、それとレストラン、カフェとお土産屋さんという形で足高公園の一番上のほうですけれども、野球場のさらに上のほうに、あれ県なのか市なのかから委託をされて、今経営されてるということで見えたんですけれども、いわゆる何て言うんですか、最近はやりの簡易的なホテルみたいな、簡単にポンと造れるテントみたいなホテルみたいな感じで、浮かぶホテルとやってるんですが、それがどこまでうまくいくかは分からないですけれども、その評価がされて、同じく今年博多のほうで同じ会社がPFI方式でまた事業を始めた。

さらに、沖縄のコザで、コザ何とか公園という公園ですけれども、そこでもPFI方式で、こちらは8階建てぐらいのホテルが入った。ホテルが入って、公園と一体化したホテルということで、新しく今年オープンしております。まだ僕見に行っていないですけれども、そういった形でグランドホテルの利活用なんかも含めまして、やはり下田市民の税が入るんだということになって、みんな「何だ」ということで怒ってる部分があるので、やはりそういった民間の事業体とお金と知恵を出すことによって、新しく事業を展開していくこと可能じゃないかと。

あるこれは、名前は言えないですけれども、ある大きなホテルチェーンの方とお話したときに、例えばグランドホテルのあの場所で民間が運営していくということになって、最初どのぐらいのお金を投資していくか、お互いにどのぐらいのお金を投資していくかという計算もありますけれども、十分利益が出るというわけですね。やっていけるっていうような話も聞いております。

ですから、官だけで考えていると、なかなか進まないことも、実は民が何か手伝ってくれることによってうまくいっているというようなこともあって、今一番観光庁のほうで推奨されている地域ということで、石和温泉ですね、山梨県の。石和温泉がそういった形で古いホテルを医療型のホテルに変えていって、宴会型のいわゆる観光地から新しい医療観光地みたいなことで変えていってる。その中で民間の資本も入って開発が進んでいるというような事例も聞き及んでおりますので、ぜひともやはりそういった民間の力も生かしながら、この緑の基本計画を使って、様々な補助金も活用しながら、やはり進めていく。それによって市民

の理解も得られるのではないかなというふうに考えるところでございます。

最後に、東京一下田間のジェット便の就航に関しては、これ民間の経済団体のほうからも、何とかやってくださいということで、課長のところにも挨拶してると思いますがけれども、期待感が非常に強い事業になっておりますので、これが一回で終わりじゃないんですよ、多分。ここから何かを始めようという、その紐付というわけではないですけども、そういう何か期待感が非常に強くあり、またそれを皆さん熱意を伺っておりますので、ぜひともそれは実現していただきたいということで、最後これ要望で終わらせていただきます。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 建設課長。

○建設課長（平井孝一） 一つ訂正を、申し訳ございません。

P F I 方式についての中の紹介の中で、県内の狩野川の河川敷にパーク P F I 方式で、川の駅を令和5年11月1日と申し上げましたが、正しくは10月1日の誤りです。すみませんでした。

○議長（中村 敦） これをもって、7番 岡崎大五議員の一般質問を終わります。

○議長（中村 敦） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

明日、本会議を午前10時より開催いたしますので、御参集のほどよろしくお願い申し上げます。

お疲れさまでした。

午後4時26分散会